

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市役所
編集兼
発行人 中 島 修

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

教 委 規 則

- 秋田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則（第6号）
..... 2
- 秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（第7号）
..... 3

上下水道局管理規程

- 秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第4号）
..... 3
- 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程（第5号） 3
- 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程（第6号） 4

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）
..... 4

告 示

- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第127号） 4
- 市議会定例会の招集について（第128号） 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第129号） 4
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第130号） 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第131号） 5
- 納税通知書の公示送達について（第132号） 5
- 納税通知書の公示送達について（第133号） 5
- 納税通知書の公示送達について（第134号） 5
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第135号） 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第136号） 5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第137号） 6
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第138号） 6
- 生活保護法による医療機関の指定等について（第139号） 6
- 現金取扱員への再委任について（第140号） 7
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第141号） 7

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第9号） 7

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第17号） 7

- 農業委員会委員選挙における投票区の区域について（第18号）
..... 7
- 新城川土地改良区総代の総選挙の執行について（第19号） 9
- 平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第20号） 9
- 平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第21号） 10
- 平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙の当選人に当選証書を付与したことについて（第22号） 13
- 秋田市農業委員会委員の一般選挙の執行について（第23号）
..... 16
- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について（第24号） 16
- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所について（第25号） 16
- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第26号） 16
- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所について（第27号） 17
- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第28号） 18
- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所を閉じる時刻について（第29号） 19
- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票の事務を選挙会場において選挙会の事務と併せて行うことについて（第30号） 20
- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第31号） 20

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第8号） 20

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第44号） 20
- 指定排水設備工事業者の指定について（第45号） 20
- 指定給水装置工事業者の指定について（第46号） 20
- 指定排水設備工事業者の指定について（第47号） 20
- 指定給水装置工事業者の指定について（第48号） 21

選 挙 長 告 示

- 平成20年 6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）
.....21
- 平成20年 6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号）21
- 平成20年 6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第3号）23
- 平成20年 6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における第1選挙区において投票を行わないことについて（第4号）
.....24
- 平成20年 6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における第2選挙区において投票を行わないことについて（第4号）
.....24
- 平成20年 6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における第3選挙区において投票を行わないことについて（第4号）
.....24
- 平成20年 6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第5号）24
- 平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号）24
- 平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第2号）25
- 平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における候補者の届出について（第3号）25
- 平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における候補者の辞退の届出について（第4号）27
- 平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において投票を行わないことについて（第5号）27

公 告

- 入札参加資格の申込みの受け付けについて.....27
- 入札参加希望者の公募について.....28
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について.....29
- 秋田市中央卸売市場水産物部仲卸業者の公募について.....29
- 一般競争入札の執行について.....30
- 開発行為に関する工事の完了について.....31
- 公募型プロポーザルの実施について31
- 入札参加希望者の公募について.....32
- 入札参加希望者の公募について.....32
- 入札参加希望者の公募について.....33
- 麻しん、風しんの予防接種について.....34
- 平成20年度ポリオ予防接種の実施について.....34
- 入札参加希望者の公募について.....35
- 農用地利用集積計画の策定について.....36

- 秋田市大森山動物園のポスター等印刷物に関するデザイン提案コンペの実施について.....36
- 秋田市情報公開条例の平成19年度の運用状況の公表について36
- 秋田市個人情報保護条例の平成19年度の運用状況の公表について.....37
- 社団法人全国市有物件災害共済会の平成19年度事業経営状況について.....37
- 建築基準法による道路の指定について.....37
- 財政報告書の公表について.....37

上下水道局公告

- 平成20年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について...48
- 入札参加希望者の公募について.....48
- 入札参加希望者の公募について.....49

教 委 規 則

秋田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 6月26日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第6号

秋田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則
秋田市教育委員会事務委任規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則
第1条の見出しを「(教育長への委任)」に改め、同条中「秋田市教育委員会」の次に「(以下「教育委員会」という。)」を加える。

第2条中「前条の各号で」を「第1条各号に掲げる事項について」に、「並びに」を「および」に、「委員会に代って」を「臨時に代理して、当該事項を」に、「但し、この場合に」を「この場合において、教育長は、当該」に、「事項は、」を「事項を」に、「承認」を「報告し、承認」に改め、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(委任事務の処理の特例)

第2条 教育長は、前条の規定により委任された教育事務が重要又は異例に属する事項であるときは、これを教育委員会に諮らなければならない。

(教育長の専決)

第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (2) 事務局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（課長相当職以上の職にある者および校長を除く。）の任免その他の人事に関すること（賞罰に関するものを除く。）。)
- (3) 教育委員会の所管に属する各種委員会の委員等（特に重要と認められるものを除く。）の委嘱および解職に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 6月26日

秋田市教育委員会
委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第 7 号

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会公告式規則（昭和31年秋田市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(以下「規則」という。)その他の規程」を「その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの(以下「規則等」という。)」に改める。

第 2 条第 1 項中「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの(以下「規則等」という。)」を「規則等」に改め、同条第 3 項中「教育委員会規則を除くほか、」を「教育委員会の定める」に、「および教育長名」を「、教育委員会名および委員長名」に、「教育長印」を「委員長印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 6月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第 4 号

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の 1 条を加える。

（賦課徴収に関する事務の委任）

第13条 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第 2 項の規定により公共下水道使用料の賦課徴収に関する事務に従事する職員に、次に掲げる事務に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限を委任する。

(1) 公共下水道使用料の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査に関すること。

(2) 公共下水道使用料の滞納者の財産の搜索および差押えに関すること。

2 前項各号に規定する事務の委任を受けた職員は、賦課徴収職員証（様式第15号）を携帯し、事務の執行に際し必要があるときは、これを提示しなければならない。

様式第14号の次に次の様式を加える。

様式第15号（第13条関係）

(表)

第 号		賦課徴収職員証
写 真	所 属	この者は、本市下水道事業の公共下水道使用料、受益者負担金および分担金の滞納処分のための調査、質問もしくは検査又は滞納処分を行う者であることを証する。
	職・氏名	
		年 月 日発行
		秋田市上下水道事業管理者 印

(裏)

- この証は、公共下水道使用料、受益者負担金および分担金の滞納処分のための調査、質問もしくは検査又は滞納処分を行うときは、必ず携帯しなければならない。
- この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証を紛失したときは、ただちにその旨を届け出なければならない。
- 資格を失ったときは、ただちに返還しなければならない。

備考 この証票の大きさは、おおむね縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

附 則

この規程は、平成20年 7月 1 日から施行する。

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 6月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第 5 号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の 1 条を加える。

（賦課徴収に関する事務の委任）

第11条 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第 2 項の規定により負担金の賦課徴収に関する事務に従事する職員に、次に掲げる事務に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限を委任する。

(1) 負担金の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査に関すること。

(2) 負担金の滞納者の財産の搜索および差押えに関すること。

2 前項各号に規定する事務の委任を受けた職員は、その身分を示す証票を携帯し、事務の執行に際し必要があるときは、これを提示しなければならない。

3 前項の証票は、秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）様式第15号に規定する証票とする。

附 則

この規程は、平成20年 7月 1 日から施行する。

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年6月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第6号

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（賦課徴収に関する事務の委任）

第11条 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定により分担金の賦課徴収に関する事務に従事する職員に、次に掲げる事務に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限を委任する。

(1) 分担金の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査に関すること。

(2) 分担金の滞納者の財産の搜索および差押えに関すること。

2 前項各号に規定する事務の委任を受けた職員は、その身分を示す証票を携帯し、事務の執行に際し必要があるときは、これを提示しなければならない。

3 前項の証票は、秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）様式第15号に規定する証票とする。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月26日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会事務決裁規程（平成3年秋田市教委訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秋田市教育委員会事務委任規則」を「秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」に、「により」を「による」に、「事務の決裁に関し、」を「事務等の決裁に関し」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第127号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年6月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成20年度介護保険料納入通知書

平成19年度介護保険料督促状

平成20年度介護保険料督促状

秋田市告示第128号

平成20年6月10日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成20年6月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第129号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年6月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 28台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成20年5月16日から平成20年5月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成20年6月19日から平成20年12月19日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第130号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成20年 6月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
373	秋田市高陽幸町14番27号	いとく新国道店

秋田市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年 6月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 岸 茂 紀
秋田市外旭川字神田833番地2
変更後 小 野 光 義
秋田市外旭川字神田272番地
- 4 変更年月日
平成20年 1月27日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第132号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 6月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第133号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 6月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成20年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第134号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 6月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第135号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年 6月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 受託人の住所および氏名
秋田市大町二丁目3番27号
株式会社 秋田大町ニューシテ
代表取締役社長 辻 良 之

秋田市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年 6月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市広面東町町内会
- 2 認可年月日
平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日ならびに代表者の氏名および住所

変 更 年月日	変 更 後	変 更 前
平成17年 4月3日	石郷岡 政 男 秋田市広面字樋ノ下12番地の3	小 林 吉 蔵 秋田市広面字樋ノ下13番地2
平成18年 4月2日	佐々木 由 行 秋田市広面字樋ノ下5番地の1	石郷岡 政 男 秋田市広面字樋ノ下12番地の3
平成19年 3月31日	石 川 洋 一 秋田市広面字樋ノ下19番地5	佐々木 由 行 秋田市広面字樋ノ下5番地の1
平成20年 3月29日	藤 井 吉 幸 秋田市広面字樋ノ下18番地1	石 川 洋 一 秋田市広面字樋ノ下19番地5

- 4 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第137号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年6月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成20年6月1日から平成20年6月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成20年7月3日から平成21年1月3日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年6月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番6号	平成20年 4月16日
佐野薬局原の町	秋田市保戸野原の町8番13号	平成20年 4月16日
小規模多機能型 居宅介護事業所 ゆりかもめ	秋田市新屋南浜町3番16号	平成20年 4月1日

中村歯科医院	秋田市大町四丁目3番14号	平成20年 4月1日
ツクイ川尻	秋田市川尻御休町5番12号	平成20年 5月1日
秋田中央メディカル株式会社	秋田市大町二丁目4番21号	平成20年 4月1日
しらゆき調剤薬局	秋田市榎山川口境8番22号	平成20年 5月1日
ほの花調剤薬局 いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	平成20年 5月1日
バイタルケア 秋 田 南	秋田市新屋松美ガ丘東町2番20号	平成20年 5月1日
小規模多機能型 居宅介護事業所 よ つ ば	秋田市旭南二丁目3番17号	平成20年 4月12日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションあきた	秋田市千秋久保田町6番6号	秋田市保戸野千代田町16番16号	平成20年 3月17日
秋田県看護協会立居宅介護支援事業所	秋田市千秋久保田町6番6号	秋田市保戸野千代田町16番16号	平成20年 3月17日
キングタクシー株式会社	秋田市旭北錦町3番46号	秋田市山王三丁目1番17号 キングビル2階	平成20年 5月26日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
秋田県高齢協ケア マネジメントセンター	秋田市寺内蛭根三丁目5番11号	平成20年 4月30日

秋田市告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年6月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
中村歯科医院	秋田市大町四丁目3番14号	平成20年 4月1日
しらゆき調剤薬局	秋田市榎山川口境8番22号	平成20年 4月21日
工藤胃腸内科 クリニック	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2階	平成20年 5月16日
秋田県精神保健 福祉センター	秋田市中通二丁目1番51号 明徳館ビル1階	平成20年 5月22日

2 変更

名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションあきた	秋田市千秋久保田町6番6号	秋田市保戸野千代田町16番16号	平成20年3月17日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
中村 歯科 医院	秋田市大町四丁目3番14号	平成20年3月31日
菅原 内科 医院	秋田市東通観音前6番60号	平成20年4月30日

秋田市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年6月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
加賀谷 誠	伊藤 毅	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。B & G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	佐藤 忠治	B & G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	岡部 専裕	B & G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	福原 昭夫	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第141号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成20年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
呼吸器科	福 井 伸	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
整形外科	木 島 泰 明	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2
泌尿器科	河 田 真 子	秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6番17号
外科	吉 川 雅 輝	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
消化器外科	若 林 俊 樹	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
消化器科	加 藤 隆 佑	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
神経内科	宮 田 美 生	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号
脳神経外科	玉 川 紀 之	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号
神経内科	高 野 大 樹	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

平成20年6月26日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成20年6月23日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 秋田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する件
- 2 秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する件
- 3 職員の人事について承認を求める件

選 管 告 示

秋市選管告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成20年6月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,385人
- 2 3分の1の数 89,750人

秋市選管告示第18号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項

の規定に基づき、農業委員会委員選挙における投票区の区域の一部を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第17条第3項の規定により告示する。

平成20年6月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

選挙区	投票区	投票所	区 域
1	1	飯島地区コミセン	飯島、港北の全域 土崎港北三丁目、土崎港北七丁目（5番～8番）の区域、将軍野堰越の区域
	2	上新城地域センター	上新城全域
	3	下新城地域センター	下新城全域
	4	金足地域センター	金足全域
	5	土崎支所	土崎港中央、土崎港東、土崎港西、土崎港南の全域 土崎港北一丁目～二丁目、北四丁目～六丁目の区域 土崎港北七丁目（5番～8番を除く）の区域 土崎港相染町の区域 将軍野東の全域 将軍野南一丁目～三丁目の区域 将軍野南四丁目（1番～3番を除く）の区域 将軍野南五丁目（2番1号～2番12号・2番54号を除く）の区域 将軍野（青山町、桂町）の区域 寺内、八橋の全域
2	6	太平地域センター	太平全域
	7	下北手地域センター	下北手、横森、桜、桜ガ丘、桜台の全域
	8	外旭川地区コミセン	外旭川全域 将軍野南四丁目（1番～4番）、南五丁目（2番1号～2番12号・2番55号）、将軍野向山の区域
	9	上北手地域センター	上北手、山手台、御所野（地藏田を除く）の全域
	10	添川地域交流センター	添川、濁川の全域 仁別、山内の全域 旭川、新藤田、泉、手形、保戸野の全域
	11	広面児童館	広面、柳田、蛇野、東通、南通、楢山の全域
3	12	下浜羽川公民館	下浜羽川、下浜名ヶ沢の全域
	13	下浜長浜公民館	下浜長浜、下浜桂根の全域
	14	（旧）八田小学校	下浜八田全域、下浜楢田全域
	15	新屋支所	新屋、浜田の全域
	16	豊岩地域センター	豊岩の全域
	17	仁井田小学校	仁井田、大住の全域、御野場新町の区域 川尻町、川尻、川元、山王の全域、および第1投票区～第18投票区の区域に属さない区域 茨島、卸町、牛島の全域
	18	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋、御野場（新町を除く）の全域 御所野地藏田の区域
4	19	鶺鴒公民館	岩見（鶺鴒、後又、松沢、鶺鴒前田面、上野、善知鳥坂、穴淵、新川、新川上田面、森ノ越、小平岱、下小平岱）の区域
	20	河辺岩見三内地区コミセン	岩見（東、二階淵、川原琴、貝住沢口、杉沢、杉沢台、杉沢前田面、茂、仙翁台、鍛冶屋敷、曲田、関口川原、筒出、八慶、岩見、打越）の区域 三内（道山、野崎、繋沢下段、飛沢上段、飛沢下段、繋沢、繋沢前田面、鳥海）の区域
	21	萱森生活改善センター	岩見（萱森、萱森下野、萱森留見瀬）の区域 三内（留見瀬野、土淵、岨ノ下、三内段、留見瀬、砂子淵、岩谷袋、高畑、丸舞口、下モ田、尼沢）の区域
	22	田尻町内会館	三内（田尻上野田、田尻下野田、寺田、曾場台、下寺田、五郎谷地溜池下、小貝沢、上屋敷、上野）の区域
	23	赤平ふれあい館	赤平全域 高岡字川原田（150番地～156番地を除く）、高岡字（河原田下段、山根、大柳）の区域 大沢全域 大張野全域

	24	三町内会公民館	和田（坂本北、坂本南、高屋敷、宮崎）の区域 諸井全域 神内全域 高岡字蟹沢、高岡字川原田（150番地～156番地）の区域
	25	河辺総合福祉交流センター	和田（式田、松沢、北条ヶ崎、下石川、下夕川原、式田下袋、上中野、上石川、岡村、上野、石川河原、和田）の区域 北野田高屋（葉師沢、茱萸野を除く）の全域 松測（松測、東沢、沼袋、中村、下袋）の区域
	26	河辺戸島ふるさとセンター	戸島全域 畑谷全域 豊成全域 松測（捨り水、小川原、行人塚、川原田家ノ後、川原田、岩箱向）の区域 北野田高屋（葉師沢、茱萸野）の区域
5	27	雄和基幹集落センター	新波全域 碓田全域 向野全域 繫全域 神ヶ村全域 左手子全域
	28	女米木自治会館	女米木全域 戸賀沢全域
	29	萱ヶ沢自治会館	萱ヶ沢全域
	30	種沢自治会館	種沢全域
	31	平尾鳥会館	平尾鳥全域 椿川字山籠の区域
	32	相川コミュニティセンター	相川全域
	33	雄和農村環境改善センター	妙法全域 石田全域 平沢（三替沢を除く）全域
	34	長者やま荘	椿川（山籠を除く）の全域 平沢字三替沢の区域 田草川全域 芝野新田全域 下黒瀬全域

秋市選管告示第19号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、新城川土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成20年6月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成20年6月12日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
第1選挙区 15人
第2選挙区 26人
第3選挙区 29人

秋市選管告示第20号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成20年6月12日執行の新城

川土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同施行令第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成20年6月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
新城川土地改良区総代総選挙
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第1選挙区	選挙長	秋田市飯島飯田一丁目7番14号	保 坂 眞 人
	職務代理人	秋田市金足鳩崎字後山39番地	高 橋 利 秋
	選挙立会人	秋田市飯島字天ノ袋30番地の1	保 坂 壽 英
	選挙立会人	秋田市上新城五十丁字大村屋敷190番地	渡 辺 良 雄

第 2 選挙区	選 挙 立会人	秋田市上新城道川字堂 田60番地	佐 藤 俊一郎
	選挙長	秋田市下新城中野字街 道端西69番地	中 川 金 作
	職 務 代理者	秋田市金足堀内字堀内 85番地	伊 藤 俊 雄
	選 挙 立会人	秋田市金足下刈字館越 106番地	菊 地 公 明
	選 挙 立会人	秋田市下新城長岡字長 岡78番地	安 田 友 一
	選 挙 立会人	潟上市昭和乱橋字宅地 家後29番地	高 橋 善 知
	選挙長	潟上市天王字上出戸265 番地	菊 地 福一郎
職 務 代理者	潟上市天王字上江川1 番地 1	藤 原 明 正	

第 3 選挙区	選 挙 立会人	潟上市天王字二田148 番地 3	真 壁 末治郎
	選 挙 立会人	潟上市天王字羽立620 番地 2	安 田 堅 悦
	選 挙 立会人	潟上市天王大崎字上沖 中谷地17番地 1	三 浦 米 春

秋市選管告示第21号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成20年6月13日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 6月5日	大 淵 道 雄	男	秋田市上新城道川字愛染27番地	昭和14年11月18日	農 業
2	平成20年 6月5日	中 島 辰 悦	男	秋田市飯島字堀川69番地 1	昭和19年10月19日	農 業
3	平成20年 6月5日	保 坂 晋	男	秋田市飯島字天ノ袋 2 番地	昭和16年 9 月21日	農 業
4	平成20年 6月5日	佐 藤 鐵 雄	男	秋田市外旭川字家ノ前661番地	昭和 8 年11月18日	農 業
5	平成20年 6月5日	伊 藤 四 郎	男	秋田市土崎港北三丁目13番52号	昭和18年 2 月 2 日	農 業
6	平成20年 6月5日	筒 井 兼美知	男	秋田市飯島鼠田二丁目 9 番21号	昭和 8 年10月15日	農 業
7	平成20年 6月5日	渡 邊 達 夫	男	秋田市上新城五十丁字小林139番地	昭和26年 3 月10日	農 業
8	平成20年 6月6日	保 坂 勇 治	男	秋田市飯島字飯島水尻337番地	昭和30年 1 月23日	農 業
9	平成20年 6月6日	保 坂 與 久	男	秋田市飯島字飯島水尻210番地	昭和17年 3 月 4 日	農 業
10	平成20年 6月6日	保 坂 吉 昭	男	秋田市飯島飯田一丁目 5 番27号	昭和24年 1 月12日	農 業
11	平成20年 6月6日	佐々木 博	男	秋田市飯島飯田一丁目 7 番 8 号	昭和24年 9 月 2 日	農 業
12	平成20年 6月6日	越後屋 保 春	男	秋田市土崎港北五丁目 5 番10号	昭和16年 1 月23日	農 業
13	平成20年 6月6日	船 木 功	男	秋田市飯島穀丁14番27号	昭和22年10月17日	農 業
14	平成20年 6月6日	永 田 栄	男	秋田市上新城中字片野12番地の 2	昭和22年 9 月 2 日	農 業
15	平成20年 6月6日	小 林 吉 夫	男	秋田市上新城中字家ノ後221番地	昭和13年 2 月19日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 6月5日	中 川 久 雄	男	秋田市下新城中野字前谷地208番地	昭和8年4月1日	農 業
2	平成20年 6月5日	加 藤 精 務	男	秋田市下新城小友字蚕沢20番地の1	昭和26年3月19日	農 業
3	平成20年 6月5日	佐 藤 清	男	秋田市下新城長岡字外脇117番地の1	昭和21年12月26日	会 社 員
4	平成20年 6月5日	安 田 清 松	男	秋田市下新城長岡字前谷地58番地2	昭和25年4月7日	農 業
5	平成20年 6月5日	須 磨 良 郎	男	秋田市下新城岩城字金光畑350番地	昭和24年9月9日	農 業
6	平成20年 6月5日	佐々木 惣 吉	男	潟上市昭和八丁目字汲田19番地	昭和22年1月26日	会 社 員
7	平成20年 6月5日	長谷川 幸太郎	男	秋田市下新城中野字街道端西53番地	昭和7年9月8日	農 業
8	平成20年 6月5日	中 川 鉄 雄	男	秋田市下新城中野字街道端西31番地	昭和7年11月10日	農 業
9	平成20年 6月5日	奈 良 裕 哉	男	秋田市金足小泉字潟向63番地	昭和28年12月14日	会 社 員
10	平成20年 6月5日	佐 藤 正 司	男	秋田市金足片田字深田59番地	昭和23年8月23日	農 業
11	平成20年 6月5日	堀 敏 夫	男	秋田市金足高岡字古館10番地	昭和9年11月8日	農 業
12	平成20年 6月5日	青 木 進	男	潟上市昭和久保字北野街道下79番地	昭和27年3月7日	農 業
13	平成20年 6月5日	佐 藤 務	男	秋田市下新城岩城字槻ノ木40番地の4	昭和21年11月18日	農 業
14	平成20年 6月5日	佐 藤 多 十 郎	男	秋田市下新城岩城字下向199番地	昭和12年5月20日	農 業
15	平成20年 6月5日	高 橋 義 和	男	秋田市金足嶋崎字嶋崎17番地	昭和21年2月21日	農 業
16	平成20年 6月5日	阿 部 勇 悦	男	秋田市下新城岩城字中山2番地の6	昭和13年5月9日	農 業
17	平成20年 6月5日	宇佐美 庄 幸	男	秋田市下新城笠岡字笠岡8番地	昭和19年2月27日	農 業
18	平成20年 6月5日	泉 猷逸郎	男	秋田市金足岩瀬字岩瀬70番地	昭和11年12月30日	農 業
19	平成20年 6月5日	泉 豊 一	男	秋田市金足岩瀬字岩瀬71番地	昭和17年2月15日	農 業
20	平成20年 6月5日	奈 良 金 一	男	秋田市金足堀内字堀内70番地	昭和16年12月1日	農 業
21	平成20年 6月6日	渡 辺 貞 雄	男	秋田市下新城笠岡字堰根70番地の1	昭和7年3月23日	農 業
22	平成20年 6月6日	宇佐美 保 治	男	秋田市下新城笠岡字笠岡74番地	昭和26年4月6日	会 社 員
23	平成20年 6月6日	千 蒲 久	男	秋田市下新城青崎字雷田132番地	昭和13年6月16日	農 業
24	平成20年 6月6日	藤 原 義 雄	男	秋田市下新城岩城字上向36番地	昭和11年2月19日	農 業
25	平成20年 6月6日	青 木 宏	男	秋田市金足下刈字前田89番地	昭和10年6月9日	農 業
26	平成20年 6月6日	柴 田 繁	男	秋田市下新城小友字中坪109番地	昭和27年5月20日	自 営 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 6月5日	後 藤 孝	男	潟上市天王字二田10番地1	昭和30年8月27日	農 業
2	平成20年 6月5日	戸 田 治 男	男	潟上市天王字御休下234番地	昭和29年2月16日	会 社 員
3	平成20年 6月5日	吉 田 幸 雄	男	潟上市天王大崎字上沖中谷地56番地	昭和22年2月18日	農 業
4	平成20年 6月5日	桜 庭 哲	男	潟上市天王字塩口108番地	昭和17年8月23日	農 業
5	平成20年 6月5日	佐 藤 肇	男	潟上市天王字二田115番地	昭和34年1月21日	農 業
6	平成20年 6月5日	渋 谷 潤 一	男	潟上市天王字不動台85番地1	昭和36年3月1日	農 業
7	平成20年 6月5日	戸 田 金 憲	男	潟上市天王字天王145番地	昭和22年6月6日	農 業
8	平成20年 6月5日	加 藤 晶 伸	男	潟上市天王字二田102番地	昭和28年5月18日	農 業
9	平成20年 6月5日	菅 生 均	男	潟上市天王字羽立921番地2	昭和35年12月6日	農 業
10	平成20年 6月5日	和 田 一 春	男	潟上市天王大崎字上沖中谷地67番地1	昭和15年1月24日	農 業
11	平成20年 6月5日	三 浦 秀 勝	男	潟上市天王大崎字碓203番地	昭和28年12月22日	農 業
12	平成20年 6月5日	小 沼 伸	男	潟上市天王字二田119番地	昭和22年2月2日	農 業
13	平成20年 6月5日	柏 崎 定 義	男	潟上市天王字天王54番地	昭和9年11月30日	農 業
14	平成20年 6月5日	佐々木 一 郎	男	潟上市天王字二田34番地1	昭和27年11月29日	建 設 業
15	平成20年 6月5日	菅 原 耕 作	男	潟上市天王字上狼緑14番地	昭和25年6月10日	農 業
16	平成20年 6月5日	佐 藤 利 喜 雄	男	潟上市天王字天王160番地2	昭和31年1月12日	会 社 員
17	平成20年 6月6日	齊 藤 馨	男	潟上市天王字二田81番地3	昭和21年10月1日	農 業
18	平成20年 6月6日	安 田 秋 広	男	潟上市天王字羽立186番地	昭和27年9月19日	農 業
19	平成20年 6月6日	鈴 木 美 喜 雄	男	潟上市天王字松淵642番地3	昭和31年3月30日	農 業
20	平成20年 6月6日	鈴 木 菊 男	男	潟上市天王字羽立56番地	昭和26年10月10日	農 業
21	平成20年 6月6日	伊 藤 寿 春	男	潟上市天王字江川57番地1	昭和17年1月12日	農 業
22	平成20年 6月6日	藤 原 孝 志	男	潟上市天王字江川73番地	昭和22年3月15日	農 業
23	平成20年 6月6日	櫻 庭 美 知 行	男	潟上市天王字江川71番地2	昭和25年3月10日	農 業
24	平成20年 6月6日	加 賀 谷 敏 彦	男	潟上市天王字下出戸1番地1	昭和30年6月15日	農 業
25	平成20年 6月6日	渡 部 保 悦	男	潟上市天王字児玉79番地1	昭和20年3月27日	農 業
26	平成20年 6月6日	佐 藤 金 悦	男	潟上市天王字宮の後15番地	昭和24年3月27日	農 業

27	平成20年 6月6日	菊 地 政 春	男	潟上市天王字北野184番地	昭和18年5月7日	農 業
28	平成20年 6月6日	渡 邊 欽 也	男	潟上市天王字二田58番地	昭和11年9月22日	農 業
29	平成20年 6月6日	渡 部 一 富	男	潟上市天王字北野191番地2	昭和19年1月26日	農 業

秋市選管告示第22号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の氏名お

よび住所を次のとおり告示する。

平成20年6月13日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 6月5日	大 瀨 道 雄	男	秋田市上新城道川字愛染27番地	昭和14年11月18日	農 業
2	平成20年 6月5日	中 島 辰 悦	男	秋田市飯島字堀川69番地1	昭和19年10月19日	農 業
3	平成20年 6月5日	保 坂 晋	男	秋田市飯島字天ノ袋2番地	昭和16年9月21日	農 業
4	平成20年 6月5日	佐 藤 鐵 雄	男	秋田市外旭川字家ノ前661番地	昭和8年11月18日	農 業
5	平成20年 6月5日	伊 藤 四 郎	男	秋田市土崎港北三丁目13番52号	昭和18年2月2日	農 業
6	平成20年 6月5日	筒 井 兼美知	男	秋田市飯島鼠田二丁目9番21号	昭和8年10月15日	農 業
7	平成20年 6月5日	渡 邊 達 夫	男	秋田市上新城五十丁字小林139番地	昭和26年3月10日	農 業
8	平成20年 6月6日	保 坂 勇 治	男	秋田市飯島字飯島水尻337番地	昭和30年1月23日	農 業
9	平成20年 6月6日	保 坂 興 久	男	秋田市飯島字飯島水尻210番地	昭和17年3月4日	農 業
10	平成20年 6月6日	保 坂 吉 昭	男	秋田市飯島飯田一丁目5番27号	昭和24年1月12日	農 業
11	平成20年 6月6日	佐々木 博	男	秋田市飯島飯田一丁目7番8号	昭和24年9月2日	農 業
12	平成20年 6月6日	越後屋 保 春	男	秋田市土崎港北五丁目5番10号	昭和16年1月23日	農 業
13	平成20年 6月6日	船 木 功	男	秋田市飯島穀丁14番27号	昭和22年10月17日	農 業
14	平成20年 6月6日	永 田 栄	男	秋田市上新城中字片野12番地の2	昭和22年9月2日	農 業
15	平成20年 6月6日	小 林 吉 夫	男	秋田市上新城中字家ノ後221番地	昭和13年2月19日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 6月5日	中 川 久 雄	男	秋田市下新城中野字前谷地208番地	昭和8年4月1日	農 業
2	平成20年 6月5日	加 藤 精 務	男	秋田市下新城小友字蚕沢20番地の1	昭和26年3月19日	農 業

3	平成20年 6月5日	佐藤 清	男	秋田市下新城長岡字外脇117番地の1	昭和21年12月26日	会社員
4	平成20年 6月5日	安田 清松	男	秋田市下新城長岡字前谷地58番地2	昭和25年4月7日	農業
5	平成20年 6月5日	須磨 良郎	男	秋田市下新城岩城字金光畑350番地	昭和24年9月9日	農業
6	平成20年 6月5日	佐々木 惣吉	男	潟上市昭和八丁目字汲田19番地	昭和22年1月26日	会社員
7	平成20年 6月5日	長谷川 幸太郎	男	秋田市下新城中野字街道端西53番地	昭和7年9月8日	農業
8	平成20年 6月5日	中川 鉄雄	男	秋田市下新城中野字街道端西31番地	昭和7年11月10日	農業
9	平成20年 6月5日	奈良 裕哉	男	秋田市金足小泉字潟向63番地	昭和28年12月14日	会社員
10	平成20年 6月5日	佐藤 正司	男	秋田市金足片田字深田59番地	昭和23年8月23日	農業
11	平成20年 6月5日	堀 敏夫	男	秋田市金足高岡字古館10番地	昭和9年11月8日	農業
12	平成20年 6月5日	青木 進	男	潟上市昭和久保字北野街道下79番地	昭和27年3月7日	農業
13	平成20年 6月5日	佐藤 務	男	秋田市下新城岩城字槻ノ木40番地の4	昭和21年11月18日	農業
14	平成20年 6月5日	佐藤 多十郎	男	秋田市下新城岩城字下向199番地	昭和12年5月20日	農業
15	平成20年 6月5日	高橋 義和	男	秋田市金足鳩崎字鳩崎17番地	昭和21年2月21日	農業
16	平成20年 6月5日	阿部 勇悦	男	秋田市下新城岩城字中山2番地の6	昭和13年5月9日	農業
17	平成20年 6月5日	宇佐美 庄幸	男	秋田市下新城笠岡字笠岡8番地	昭和19年2月27日	農業
18	平成20年 6月5日	泉 献逸郎	男	秋田市金足岩瀬字岩瀬70番地	昭和11年12月30日	農業
19	平成20年 6月5日	泉 豊一	男	秋田市金足岩瀬字岩瀬71番地	昭和17年2月15日	農業
20	平成20年 6月5日	奈良 金一	男	秋田市金足堀内字堀内70番地	昭和16年12月1日	農業
21	平成20年 6月6日	渡辺 貞雄	男	秋田市下新城笠岡字堰根70番地の1	昭和7年3月23日	農業
22	平成20年 6月6日	宇佐美 保治	男	秋田市下新城笠岡字笠岡74番地	昭和26年4月6日	会社員
23	平成20年 6月6日	千蒲 久	男	秋田市下新城青崎字雷田132番地	昭和13年6月16日	農業
24	平成20年 6月6日	藤原 義雄	男	秋田市下新城岩城字上向36番地	昭和11年2月19日	農業
25	平成20年 6月6日	青木 宏	男	秋田市金足下刈字前田89番地	昭和10年6月9日	農業
26	平成20年 6月6日	柴田 繁	男	秋田市下新城小友字中坪109番地	昭和27年5月20日	自営業

第3選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成20年 6月5日	後藤 孝	男	潟上市天王字二田10番地1	昭和30年8月27日	農業

2	平成20年 6月5日	戸 田 治 男	男	潟上市天王字御休下234番地	昭和29年2月16日	会社員
3	平成20年 6月5日	吉 田 幸 雄	男	潟上市天王大崎字上沖中谷地56番地	昭和22年2月18日	農 業
4	平成20年 6月5日	桜 庭 哲	男	潟上市天王字塩口108番地	昭和17年8月23日	農 業
5	平成20年 6月5日	佐 藤 肇	男	潟上市天王字二田115番地	昭和34年1月21日	農 業
6	平成20年 6月5日	渋谷 潤 一	男	潟上市天王字不動台85番地 1	昭和36年3月1日	農 業
7	平成20年 6月5日	戸 田 金 憲	男	潟上市天王字天王145番地	昭和22年6月6日	農 業
8	平成20年 6月5日	加 藤 晶 伸	男	潟上市天王字二田102番地	昭和28年5月18日	農 業
9	平成20年 6月5日	菅 生 均	男	潟上市天王字羽立921番地 2	昭和35年12月6日	農 業
10	平成20年 6月5日	和 田 一 春	男	潟上市天王大崎字上沖中谷地67番地 1	昭和15年1月24日	農 業
11	平成20年 6月5日	三 浦 秀 勝	男	潟上市天王大崎字碓203番地	昭和28年12月22日	農 業
12	平成20年 6月5日	小 沼 伸	男	潟上市天王字二田119番地	昭和22年2月2日	農 業
13	平成20年 6月5日	柏 崎 定 義	男	潟上市天王字天王54番地	昭和9年11月30日	農 業
14	平成20年 6月5日	佐々木 一 郎	男	潟上市天王字二田34番地 1	昭和27年11月29日	建設業
15	平成20年 6月5日	菅 原 耕 作	男	潟上市天王字上狼緑14番地	昭和25年6月10日	農 業
16	平成20年 6月5日	佐 藤 利喜雄	男	潟上市天王字天王160番地 2	昭和31年1月12日	会社員
17	平成20年 6月6日	齊 藤 馨	男	潟上市天王字二田81番地 3	昭和21年10月1日	農 業
18	平成20年 6月6日	安 田 秋 広	男	潟上市天王字羽立186番地	昭和27年9月19日	農 業
19	平成20年 6月6日	鈴 木 美喜雄	男	潟上市天王字松淵642番地 3	昭和31年3月30日	農 業
20	平成20年 6月6日	鈴 木 菊 男	男	潟上市天王字羽立56番地	昭和26年10月10日	農 業
21	平成20年 6月6日	伊 藤 寿 春	男	潟上市天王字江川57番地 1	昭和17年1月12日	農 業
22	平成20年 6月6日	藤 原 孝 志	男	潟上市天王字江川73番地	昭和22年3月15日	農 業
23	平成20年 6月6日	櫻 庭 美知行	男	潟上市天王字江川71番地 2	昭和25年3月10日	農 業
24	平成20年 6月6日	加賀谷 敏 彦	男	潟上市天王字下出戸 1 番地 1	昭和30年6月15日	農 業
25	平成20年 6月6日	渡 部 保 悦	男	潟上市天王字児玉79番地 1	昭和20年3月27日	農 業
26	平成20年 6月6日	佐 藤 金 悦	男	潟上市天王字宮の後15番地	昭和24年3月27日	農 業
27	平成20年 6月6日	菊 地 政 春	男	潟上市天王字北野184番地	昭和18年5月7日	農 業
28	平成20年 6月6日	渡 邊 欽 也	男	潟上市天王字二田58番地	昭和11年9月22日	農 業

29	平成20年 6月6日	渡部 一 富	男	潟上市天王字北野191番地2	昭和19年1月26日	農 業
----	---------------	--------	---	----------------	------------	-----

秋市選管告示第23号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、秋田市農業委員会委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

平成20年6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成20年7月6日
- 2 選挙区および選挙すべき委員の数
 - 第1選挙区 5人
 - 第2選挙区 5人
 - 第3選挙区 5人
 - 第4選挙区 5人
 - 第5選挙区 5人

秋市選管告示第24号

平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任したので同令第81条の規定により告示する。

平成20年6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

平成20年7月6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
選挙長およびその職務代理者

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市飯島字飯島水尻 216番地1	保 坂 安 隆
	職務 代理者	秋田市飯島字堀川98番 地	中 島 輝 雄
第 2 選挙区	選挙長	秋田市太平目長崎字上 目長崎230番地	須 藤 兼 義
	職務 代理者	秋田市太平中関字川原 105番地	村 井 専 一
第 3 選挙区	選挙長	秋田市新屋田尻沢中町 14番10号	若 月 壽
	職務 代理者	秋田市浜田字館ノ丸75 番地の1	田 口 長 作
第 4 選挙区	選挙長	秋田市河辺和田字和田 122番地	佐々木 義太郎
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字東76 番地	石 塚 正 久
第 5 選挙区	選挙長	秋田市雄和下黒瀬字町 屋敷200番地	伊 藤 義 一

選挙区	職 務 代理者	秋田市雄和向野字前開 39番地2	浅 野 進
-----	------------	---------------------	-------

秋市選管告示第25号

平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり定めたと同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成20年6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期 日 前 投票所名	所在地	設置する期間	対象者
秋 田 市 選挙管理 委 員 会	秋田市山王一 丁目2番34号	平成20年6月30日～ 平成20年7月5日	第1～第 3選挙区 の選挙人
秋 田 市 河辺市民 センター	秋田市河辺和 田字北条ヶ崎 38番地2	平成20年6月30日～ 平成20年7月5日	第4選挙 区の選挙 人
秋 田 市 雄和市民 センター	秋田市雄和妙 法字上大部48 番地1	平成20年6月30日～ 平成20年7月5日	第5選挙 区の選挙 人

秋市選管告示第26号

平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成20年6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

平成20年7月6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成20年 6月30日	投 票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 善 智
	職 務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成20年 7月1日	投 票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 善 智
	職 務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司

平成20年 7月2日	投票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 善 智
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成20年 7月3日	投票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 善 智
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成20年 7月4日	投票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 善 智
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成20年 7月5日	投票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 善 智
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司

平成20年 7月 6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成20年 6月30日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺畑谷字中 村15番地	稲 垣 和 春
平成20年 7月1日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地 2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字鶴 養23番地	佐 藤 忠 孝
平成20年 7月2日	投票 管理者	秋田市河辺和田字和 田122番地	佐々木 義太郎
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1	石 塚 三 和
平成20年 7月3日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地 2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市河辺松測字松 測 3 番地	伊 藤 秀 和
平成20年 7月4日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺豊成字宮 下32番地	佐々木 崇 仁
平成20年 7月5日	投票 管理者	秋田市河辺和田字和 田122番地	佐々木 義太郎
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡

平成20年 7月 6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成20年 6月30日	投票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職務 代理者	秋田市雄和向野字前 開39番地 2	浅 野 進

平成20年 7月1日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市雄和向野字前 開39番地 2	浅 野 進
平成20年 7月2日	投票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職務 代理者	秋田市雄和向野字前 開39番地 2	浅 野 進
平成20年 7月3日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市雄和向野字前 開39番地 2	浅 野 進
平成20年 7月4日	投票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職務 代理者	秋田市雄和向野字前 開39番地 2	浅 野 進
平成20年 7月5日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市雄和向野字前 開39番地 2	浅 野 進

秋市選挙告示第27号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第41条第1項の規定により告示する。

平成20年 6月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

投票所 一 覧 表

投票 区	投 票 所 名	住 所
1	飯島地区コミュニティー センター	飯島松根東町 5 番22号
2	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地 の 5
3	下新城地域センター	下新城笠岡字堰場193番地
4	金足地域センター	金足小泉字上前55番地
5	土崎支所	土崎港西三丁目10番25号
6	太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
7	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地 の 1
8	外旭川地区コミュニティー センター	外旭川字四百刈76番地
9	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番 地の 1
10	添川地域交流センター	添川字添川103番地
11	広面児童館	広面字蟹沢29番地

12	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
13	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
14	(旧)八田小学校	下浜八田字餅田42番地
15	新屋支所	新屋扇町12番35号
16	豊岩地域センター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1
17	仁井田小学校	仁井田本町四丁目 7 番 1 号
18	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当场 2 番地の 3
19	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
20	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
21	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
22	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
23	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
24	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
25	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
26	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地

27	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
28	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
29	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
30	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
31	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
32	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地 1
33	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地 1
34	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1

秋市選管告示第28号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任したので同令第25条の規定により告示する。

平成20年 6月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

平成20年 7月 6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙

投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区(投票所)	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島字飯島水尻216番地 1	保 坂 安 隆
	職務代理者	秋田市飯島字堀川98番地	中 島 輝 雄
秋 田 市 第 2 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
	職務代理者	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 3 投 票 区 (下新城地域センター)	投票管理者	秋田市下新城岩城字槻ノ木98番地	石 川 敏 雄
	職務代理者	秋田市上新城中字片野32番地の 1	永 田 博
秋 田 市 第 4 投 票 区 (金足地域センター)	投票管理者	秋田市金足小泉字瀉向67番地	奈 良 康 雄
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正右衛門
秋 田 市 第 5 投 票 区 (土 崎 支 所)	投票管理者	秋田市土崎港西五丁目 5 番 1 号	亀 田 隆 悦
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目 2 番84号	伊 藤 米 藏
秋 田 市 第 6 投 票 区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平中関字川原105番地	村 井 専 一
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二 木 文 隆
秋 田 市 第 7 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手柳館字前田面98番地	佐々木 紀 男
	職務代理者	秋田市下北手黒川字黒川115番地	須 田 義 広
秋 田 市 第 8 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市外旭川八幡田一丁目18番18号	佐 藤 保
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
秋 田 市 第 9 投 票 区 (上北手地域センター)	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地の 2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 10 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市添川字添川18番地	米 塚 金 吾
	職務代理者	秋田市旭川新藤田東町 9 番19号	高 橋 忠 夫

秋田市第11投票区 (広面児童館)	投票管理者	秋田市柳田字佐渡端59番地	鎌田鉄之助
	職務代理者	秋田市栖山大元町7番1号	鈴木源太郎
秋田市第12投票区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金金計悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字古堂107番地	佐藤武之助
秋田市第13投票区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字長坂157番地の19	齊藤庄洋
	職務代理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋52番地	山岡修一
秋田市第14投票区 (旧八田小学校)	投票管理者	秋田市下浜八田字水無38番地	伊藤英一
	職務代理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細部芳雄
秋田市第15投票区 (新屋支所)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸75番地の1	田口長作
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢中町14番10号	若月壽
秋田市第16投票区 (豊岩地域センター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字内蠅尻5番地	嵯峨紀夫
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴木時雄
秋田市第17投票区 (仁井田小学校)	投票管理者	秋田市仁井田本町一丁目3番20号	上村清助
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今野三悦
秋田市第18投票区 (四ツ小屋幼稚園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷35番地	鈴木久志
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎昌範
秋田市第19投票区 (鶴養公民館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養前面51番地	佐藤重雄
	職務代理者	秋田市河辺岩見字鶴養23番地	佐藤忠孝
秋田市第20投票区 (河辺岩見三内地区コミセン)	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加賀屋和男
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石塚三和
秋田市第21投票区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸井田喜美雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田口郁夫
秋田市第22投票区 (田尻町会館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高橋義見
	職務代理者	秋田市河辺三内字田尻下野田28番地1	田口勝廣
秋田市第23投票区 (赤平ふれあい館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木豊志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石澤盛一
秋田市第24投票区 (三町内会公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石澤金雄
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地2	鈴木仁
秋田市第25投票区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田82番地2	石井繁男
	職務代理者	秋田市河辺松濶字松濶3番地	伊藤秀和
秋田市第26投票区 (河辺戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町211番地1	関一男
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐々木清喜
秋田市第27投票区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福原昭夫
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加藤秀尚
秋田市第28投票区 (女米木自治会館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字猫沢124番地	安藤一二
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊藤洋文
秋田市第29投票区 (萱ヶ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地	片桐登司夫
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地1	京極進
秋田市第30投票区 (種沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字戸草沢168番地2	加藤長男
	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂93番地	加藤幹雄
秋田市第31投票区 (平尾鳥会館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒井善重郎
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐藤勇悦
秋田市第32投票区 (相川地区コミセン)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野310番地	鳥海雄一
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地5	皆川公
秋田市第33投票区 (雄和農村環境改善センター)	投票管理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐藤久
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地2	黒崎隆一
秋田市第34投票区 (長者やま荘)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷200番地	伊藤義一
	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐藤久一

秋市選管告示第29号

平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり定

めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年6月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

閉じる時刻 全投票区について午後6時

秋市選管告示第30号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票の事務は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年 6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

秋市選管告示第31号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙につき、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を次のように定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成20年 6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 開票事務と併せて行う場合

- 場所 第1選挙区 秋田市飯島松根東町 5番22号
秋田市飯島地区コミュニティセンター
- 第2選挙区 秋田市太平日長崎字沼田42番地
秋田市太平地域センター
- 第3選挙区 秋田市新屋扇町12番35号
新屋支所
- 第4選挙区 秋田市河辺北野田高屋字上前田面66番地
1
秋田市河辺総合福祉交流センター
- 第5選挙区 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1
秋田市雄和農村環境改善センター

日時 平成20年 7月 6日 午後7時から

2 無投票の場合

- 場所 秋田市山王一丁目 2番34号 秋田市役所分館大会議室
- 日時 平成20年 7月 7日 午後3時から

農 委 告 示

秋田市農委告示第 8号

平成20年 6月17日午後 2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年 6月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市四ツ小屋字中野105番地 加賀操の農地法第 3条の規定による許可申請に関する件 外12件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第44号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の1の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年 6月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 羽 州 建 設	秋川 隆夫	秋田市土崎港西三丁目14番 3号

2 指定年月日

平成20年 6月19日

秋田市上下水道局告示第45号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の1の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年 6月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
太 陽 設 備 サ ー ビ ス	三浦 英幸	秋田市外旭川字水口42- 1

2 指定年月日

平成20年 6月20日

秋田市上下水道局告示第46号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年 6月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
太 陽 設 備 サ ー ビ ス	三浦 英幸	秋田市外旭川字水口42- 1

2 指定年月日

平成20年 6月20日

秋田市上下水道局告示第47号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年 6月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 飯 島 土 建	飯島美智義	秋田市土崎港中央五丁目 4 番17号

2 指定期間

平成20年 6月27日から平成23年 6月26日まで

秋田市上下水道局告示第48号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社マルタ プロデュース	児玉 武志	秋田市土崎港中央五丁目5 番8号

2 指定年月日

平成20年6月30日

選 挙 長 告 示

選挙長告示第1号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたの

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 6月5日	大 淵 道 雄	男	秋田市上新城道川字愛染27番地	昭和14年11月18日	農 業
2	平成20年 6月5日	中 島 辰 悦	男	秋田市飯島字堀川69番地1	昭和19年10月19日	農 業
3	平成20年 6月5日	保 坂 晋	男	秋田市飯島字天ノ袋2番地	昭和16年9月21日	農 業
4	平成20年 6月5日	佐 藤 鐵 雄	男	秋田市外旭川字家ノ前661番地	昭和8年11月18日	農 業
5	平成20年 6月5日	伊 藤 四 郎	男	秋田市土崎港北三丁目13番52号	昭和18年2月2日	農 業
6	平成20年 6月5日	筒 井 兼美知	男	秋田市飯島鼠田二丁目9番21号	昭和8年10月15日	農 業
7	平成20年 6月5日	渡 邊 達 夫	男	秋田市上新城五十丁字小林139番地	昭和26年3月10日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 6月5日	中 川 久 雄	男	秋田市下新城中野字前谷地208番地	昭和8年4月1日	農 業
2	平成20年 6月5日	加 藤 精 務	男	秋田市下新城小友字蚕沢20番地の1	昭和26年3月19日	農 業
3	平成20年 6月5日	佐 藤 清	男	秋田市下新城長岡字外脇117番地の1	昭和21年12月26日	会 社 員
4	平成20年 6月5日	安 田 清 松	男	秋田市下新城長岡字前谷地58番地2	昭和25年4月7日	農 業
5	平成20年 6月5日	須 磨 良 郎	男	秋田市下新城岩城字金光畑350番地	昭和24年9月9日	農 業
6	平成20年 6月5日	佐々木 惣 吉	男	潟上市昭和八丁目字汲田19番地	昭和22年1月26日	会 社 員

で告示する。

平成20年6月5日

新城川土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 保 坂 真 人

第2選挙区選挙長 中 川 金 作

第3選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

1 場所 秋田市下新城中野字琵琶沼188番地15

新城川土地改良区事務所

2 日時 平成20年6月5日 午前8時30分から午後5時

平成20年6月6日 午前8時30分から午後5時

選挙長告示第2号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において、次のとおり候補者の届出があったので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第4項の規定により告示する。

平成20年6月5日

新城川土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 保 坂 真 人

第2選挙区選挙長 中 川 金 作

第3選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

7	平成20年 6月5日	長谷川 幸太郎	男	秋田市下新城中野字街道端西53番地	昭和7年9月8日	農 業
8	平成20年 6月5日	中 川 鉄 雄	男	秋田市下新城中野字街道端西31番地	昭和7年11月10日	農 業
9	平成20年 6月5日	奈 良 裕 哉	男	秋田市金足小泉字潟向63番地	昭和28年12月14日	会社員
10	平成20年 6月5日	佐 藤 正 司	男	秋田市金足片田字深田59番地	昭和23年8月23日	農 業
11	平成20年 6月5日	堀 敏 夫	男	秋田市金足高岡字古館10番地	昭和9年11月8日	農 業
12	平成20年 6月5日	青 木 進	男	潟上市昭和大久保字北野街道下79番地	昭和27年3月7日	農 業
13	平成20年 6月5日	佐 藤 務	男	秋田市下新城岩城字槻ノ木40番地の4	昭和21年11月18日	農 業
14	平成20年 6月5日	佐 藤 多十郎	男	秋田市下新城岩城字下向199番地	昭和12年5月20日	農 業
15	平成20年 6月5日	高 橋 義 和	男	秋田市金足鳩崎字鳩崎17番地	昭和21年2月21日	農 業
16	平成20年 6月5日	阿 部 勇 悦	男	秋田市下新城岩城字中山2番地の6	昭和13年5月9日	農 業
17	平成20年 6月5日	宇佐美 庄 幸	男	秋田市下新城笠岡字笠岡8番地	昭和19年2月27日	農 業
18	平成20年 6月5日	泉 猷逸郎	男	秋田市金足岩瀬字岩瀬70番地	昭和11年12月30日	農 業
19	平成20年 6月5日	泉 豊 一	男	秋田市金足岩瀬字岩瀬71番地	昭和17年2月15日	農 業
20	平成20年 6月5日	奈 良 金 一	男	秋田市金足堀内字堀内70番地	昭和16年12月1日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 6月5日	後 藤 孝	男	潟上市天王字二田10番地1	昭和30年8月27日	農 業
2	平成20年 6月5日	戸 田 治 男	男	潟上市天王字御休下234番地	昭和29年2月16日	会社員
3	平成20年 6月5日	吉 田 幸 雄	男	潟上市天王大崎字上沖中谷地56番地	昭和22年2月18日	農 業
4	平成20年 6月5日	桜 庭 哲	男	潟上市天王字塩口108番地	昭和17年8月23日	農 業
5	平成20年 6月5日	佐 藤 肇	男	潟上市天王字二田115番地	昭和34年1月21日	農 業
6	平成20年 6月5日	洪 谷 潤 一	男	潟上市天王字不動台85番地1	昭和36年3月1日	農 業
7	平成20年 6月5日	戸 田 金 憲	男	潟上市天王字天王145番地	昭和22年6月6日	農 業
8	平成20年 6月5日	加 藤 晶 伸	男	潟上市天王字二田102番地	昭和28年5月18日	農 業
9	平成20年 6月5日	菅 生 均	男	潟上市天王字羽立921番地2	昭和35年12月6日	農 業
10	平成20年 6月5日	和 田 一 春	男	潟上市天王大崎字上沖中谷地67番地1	昭和15年1月24日	農 業
11	平成20年 6月5日	三 浦 秀 勝	男	潟上市天王大崎字碓203番地	昭和28年12月22日	農 業

12	平成20年 6月5日	小 沼 伸	男	潟上市天王字二田119番地	昭和22年2月2日	農 業
13	平成20年 6月5日	柏 崎 定 義	男	潟上市天王字天王54番地	昭和9年11月30日	農 業
14	平成20年 6月5日	佐々木 一 郎	男	潟上市天王字二田34番地1	昭和27年11月29日	建設業
15	平成20年 6月5日	菅 原 耕 作	男	潟上市天王字上狼緑14番地	昭和25年6月10日	農 業
16	平成20年 6月5日	佐 藤 利喜雄	男	潟上市天王字天王160番地2	昭和31年1月12日	会社員

選挙長告示第3号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において、次のとおり候補者の届出があったので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第17条の3第4項の規定により告示する。

平成20年6月6日

新城川土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 保 坂 眞 人

第2選挙区選挙長 中 川 金 作

第3選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
8	平成20年 6月6日	保 坂 勇 治	男	秋田市飯島字飯島水尻337番地	昭和30年1月23日	農 業
9	平成20年 6月6日	保 坂 興 久	男	秋田市飯島字飯島水尻210番地	昭和17年3月4日	農 業
10	平成20年 6月6日	保 坂 吉 昭	男	秋田市飯島飯田一丁目5番27号	昭和24年1月12日	農 業
11	平成20年 6月6日	佐々木 博	男	秋田市飯島飯田一丁目7番8号	昭和24年9月2日	農 業
12	平成20年 6月6日	越後屋 保 春	男	秋田市土崎港北五丁目5番10号	昭和16年1月23日	農 業
13	平成20年 6月6日	船 木 功	男	秋田市飯島穀丁14番27号	昭和22年10月17日	農 業
14	平成20年 6月6日	永 田 栄	男	秋田市上新城中字片野12番地の2	昭和22年9月2日	農 業
15	平成20年 6月6日	小 林 吉 夫	男	秋田市上新城中字家ノ後221番地	昭和13年2月19日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
21	平成20年 6月6日	渡 辺 貞 雄	男	秋田市下新城笠岡字堰根70番地の1	昭和7年3月23日	農 業
22	平成20年 6月6日	宇佐美 保 治	男	秋田市下新城笠岡字笠岡74番地	昭和26年4月6日	会社員
23	平成20年 6月6日	千 蒲 久	男	秋田市下新城青崎字雷田132番地	昭和13年6月16日	農 業
24	平成20年 6月6日	藤 原 義 雄	男	秋田市下新城岩城字上向36番地	昭和11年2月19日	農 業
25	平成20年 6月6日	青 木 宏	男	秋田市金足下刈字前田89番地	昭和10年6月9日	農 業
26	平成20年 6月6日	柴 田 繁	男	秋田市下新城小友字中坪109番地	昭和27年5月20日	自営業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
17	平成20年 6月6日	齊 藤 馨	男	潟上市天王字二田81番地 3	昭和21年10月 1日	農 業
18	平成20年 6月6日	安 田 秋 広	男	潟上市天王字羽立186番地	昭和27年 9月19日	農 業
19	平成20年 6月6日	鈴 木 美喜雄	男	潟上市天王字松淵642番地 3	昭和31年 3月30日	農 業
20	平成20年 6月6日	鈴 木 菊 男	男	潟上市天王字羽立56番地	昭和26年10月10日	農 業
21	平成20年 6月6日	伊 藤 寿 春	男	潟上市天王字江川57番地 1	昭和17年 1月12日	農 業
22	平成20年 6月6日	藤 原 孝 志	男	潟上市天王字江川73番地	昭和22年 3月15日	農 業
23	平成20年 6月6日	櫻 庭 美知行	男	潟上市天王字江川71番地 2	昭和25年 3月10日	農 業
24	平成20年 6月6日	加賀谷 敏 彦	男	潟上市天王字下出戸 1 番地 1	昭和30年 6月15日	農 業
25	平成20年 6月6日	渡 部 保 悦	男	潟上市天王字児玉79番地 1	昭和20年 3月27日	農 業
26	平成20年 6月6日	佐 藤 金 悦	男	潟上市天王字宮の後15番地	昭和24年 3月27日	農 業
27	平成20年 6月6日	菊 地 政 春	男	潟上市天王字北野184番地	昭和18年 5月 7日	農 業
28	平成20年 6月6日	渡 邊 欽 也	男	潟上市天王字二田58番地	昭和11年 9月22日	農 業
29	平成20年 6月6日	渡 部 一 富	男	潟上市天王字北野191番地 2	昭和19年 1月26日	農 業

選挙長告示第4号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における、第1選挙区において届出のあった候補者が15人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年6月6日

新城川土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 保 坂 眞 人

選挙長告示第4号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における、第2選挙区において届出のあった候補者が26人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年6月6日

新城川土地改良区総代総選挙

第2選挙区選挙長 中 川 金 作

選挙長告示第4号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における、第3選挙区において届出のあった候補者が29人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年6月6日

新城川土地改良区総代総選挙

第3選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

選挙長告示第5号

平成20年6月12日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成20年6月6日

新城川土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 保 坂 眞 人

第2選挙区選挙長 中 川 金 作

第3選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

- 1 場所 秋田市下新城中野字琵琶沼188番地15
新城川土地改良区事務所

- 2 日時 平成20年6月13日 午後1時30分から

選挙長告示第1号

平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を公職選挙法施行細則（平成12年秋選管1167）第54条の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第1選挙区選挙長 保 坂 安 隆

第2選挙区選挙長 須 藤 兼 義

第3選挙区選挙長 若 月 壽

第4選挙区選挙長 佐 々 木 義 太 郎

第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一
 場所 平成20年6月29日 午前8時30分から正午まで
 秋田市山王一丁目3番25号
 秋田市職員研修棟
 平成20年6月29日 正午から午後5時まで
 秋田市山王一丁目2番34号
 秋田市役所分館選挙管理委員会事務局

選挙長告示第2号

平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、次のように定めたので告示する。

平成20年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第1選挙区選挙長 保 坂 安 隆
 第2選挙区選挙長 須 藤 兼 義
 第3選挙区選挙長 若 月 壽

第4選挙区選挙長 佐々木 義太郎
 第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一
 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
 秋田市選挙管理委員会事務局
 2 日時 平成20年7月3日 午後5時15分

選挙長告示第3号

平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定に基づき告示する。

平成20年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第1選挙区選挙長 保 坂 安 隆
 第2選挙区選挙長 須 藤 兼 義
 第3選挙区選挙長 若 月 壽
 第4選挙区選挙長 佐々木 義太郎
 第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一

秋田市農業委員会委員一般選挙候補者

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍		生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別			本 住	籍 所			
1	平成20年 6月29日	ふじ 藤 田 まさ 義	男	秋田県秋田市飯島飯田一丁目202番地		昭和20年 3月18日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市飯島飯田一丁目4番20号					
2	平成20年 6月29日	こ ばやし 小 林 よし 吉 かず 一	男	秋田県秋田市上新城中字家ノ後200番地		昭和21年 6月22日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市上新城中字家ノ後200番地					
3	平成20年 6月29日	す 須 ま 磨 よし 良 ろう 郎	男	秋田県秋田市下新城岩城字金光畑350番地		昭和24年 9月9日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市下新城岩城字金光畑350番地					
4	平成20年 6月29日	さ 佐 さ き 木 よし 吉 あき 秋	男	秋田県秋田市金足小泉字上前3番地		昭和21年 10月3日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市金足小泉字上前3番地					
5	平成20年 6月29日	ふる 古 い 井 きん じゅう 壽	男	秋田県秋田市寺内児桜一丁目111番地		昭和8年 11月3日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市寺内児桜一丁目5番19号					

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍		生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別			本 住	籍 所			
1	平成20年 6月29日	か が や かね を 加 賀 屋 金 雄	男	秋田県秋田市外旭川字堂ノ前108番地		昭和12年 12月20日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市外旭川字堂ノ前108番地					
2	平成20年 6月29日	お 小 ば 場 よし 志 お 雄	男	秋田県秋田市榎山大元町21番地		昭和17年 1月8日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市榎山大元町7番1号					
3	平成20年 6月29日	す ず 鈴 き 木 きゅう 久 こう 光	男	秋田県秋田市太平山谷字地主42番地		昭和19年 4月14日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市太平山谷字地主42番地					

4	平成20年 6月29日	かわむら いちろう (川村 一郎)	男	秋田県秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地	昭和9年 2月25日	無所属	農 業
		本人届出		秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地			
5	平成20年 6月29日	すずき しょう いち 鈴 木 尚 一	男	秋田県秋田市上北手荒巻字荒巻142番地の1	昭和20年 1月20日	無所属	農 業
		本人届出		秋田市上北手荒巻字前田227番地			

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名 届 出 の 別	性別	本 籍		生年月日	党派別	職 業
				住	所			
1	平成20年 6月29日	さか しが り 美 嵯 峨 重 美	男	秋田県秋田市豊岩豊巻字内縄尻11番地	昭和13年 1月25日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市豊岩豊巻字内縄尻11番地				
2	平成20年 6月29日	ささき のぶ たか 佐 々 木 信 孝	男	秋田県秋田市浜田字館ノ丸82番地	昭和14年 12月7日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市浜田字館ノ丸82番地				
3	平成20年 6月29日	おお とも たか とし 大 友 隆 俊	男	秋田県秋田市下浜羽川字古堂69番地の1	昭和24年 9月16日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市下浜羽川字古堂69番地の1				
4	平成20年 6月29日	すずき まき お 鈴 木 万喜夫	男	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地	昭和24年 2月13日	日 本 共産党	農 業	
		本人届出		秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地				
5	平成20年 6月29日	くま がい きよ かつ 熊 谷 清 勝	男	秋田県秋田市仁井田本町六丁目38番地の1	昭和15年 3月8日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市仁井田本町六丁目8番68号				
6	平成20年 6月29日	こん どう たかし 近 藤 隆	男	秋田県秋田市豊岩小山字狐森52番地	昭和9年 7月18日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市豊岩小山字狐森52番地				

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名 届 出 の 別	性別	本 籍		生年月日	党派別	職 業
				住	所			
1	平成20年 6月29日	た ちか きん いち 田 近 金 一	男	秋田県秋田市河辺諸井字大部264番地	昭和21年 10月25日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市河辺諸井字大部264番地				
2	平成20年 6月29日	すが わら まさ と 菅 原 正 人	男	秋田県秋田市河辺赤平字中村54番地	昭和22年 8月9日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市河辺赤平字中村54番地				
3	平成20年 6月29日	いし づか たかし 石 塚 隆	男	秋田県秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1	昭和15年 3月7日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1				
4	平成20年 6月29日	さ とう きん せい 佐 藤 金 正	男	秋田県秋田市河辺岩見字鶴養6番地	昭和18年 10月9日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市河辺岩見字鶴養6番地				
5	平成20年 6月29日	いな がき やすし 稲 垣 靖	男	秋田県秋田市河辺畑谷字中村6番地	昭和34年 1月31日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市河辺畑谷字中村6番地				

第5選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名 届 出 の 別	性別	本 籍		生年月日	党派別	職 業
				住	所			
1	平成20年 6月29日	ささき さ と し 佐 々 木 さ と し	男	秋田県秋田市雄和新波字竹ノ花43番地の3	昭和20年 1月13日	無所属	農 業	
		本人届出		秋田市雄和新波字樋口25番地				

2	平成20年 6月29日	さい とう のぶかつ 藤 信 勝 (齊 藤 信 勝)	男	秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10	昭和27年 12月23日	日 本 共 産 党	会 社 員
		本 人 届 出		秋田市雄和平沢字金沢77番地10			
3	平成20年 6月29日	あん どう えつ ろう 安 藤 悦 朗	男	秋田県秋田市雄和女米木字宝生口184番地	昭和24年 6月10日	無所属	農 業
		本 人 届 出		秋田市雄和女米木字宝生口184番地			
4	平成20年 6月29日	さい とう ぜんひこ 齊 藤 善 彦 (齊 藤 善 彦)	男	秋田県秋田市雄和繋字上田面32番地	昭和27年 1月1日	無所属	農 業
		本 人 届 出		秋田市雄和繋字上田面32番地			
5	平成20年 6月29日	すず き のぼる 鈴 木 昇	男	秋田県秋田市雄和田草川字大沢口15番地 1	昭和32年 4月12日	無所属	農 業
		本 人 届 出		秋田市雄和田草川字大沢口15番地 1			

選挙長告示第 4 号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における次の候補者から、平成20年 6月29日候補者たることを辞退する旨の届出があったので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の 4 第11項の規定に基づき告示する。

平成20年 6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第 3 選挙区選挙長 若 月 壽

- 1 氏名 佐々木 信 孝
- 2 住所 秋田市浜田字館ノ丸82番地
- 3 党派 無所属

選挙長告示第 5 号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が 5 人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第 4 項の規定により投票を行わないので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成20年 6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第 1 選挙区選挙長 保 坂 安 隆

選挙長告示第 5 号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が 5 人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第 4 項の規定により投票を行わないので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成20年 6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第 2 選挙区選挙長 須 藤 兼 義

選挙長告示第 5 号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が 5 人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第 4 項の規定により投票を行わないので、同条第 5 項の規定に基づ

き告示する。

平成20年 6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第 3 選挙区選挙長 若 月 壽

選挙長告示第 5 号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が 5 人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第 4 項の規定により投票を行わないので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成20年 6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第 4 選挙区選挙長 佐々木 義 太郎

選挙長告示第 5 号

平成20年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が 5 人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第 4 項の規定により投票を行わないので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成20年 6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第 5 選挙区選挙長 伊 藤 義 一

公 告

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る入札参加資格の申込みを受け付けるので公告する。

平成20年 6月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
環境委託第59号 環境部庁舎給排水・空調設備点検業務委託	秋田市寺内蛭根 三丁目24-3	契約の日から平成21 年3月31日	公告日時において、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、本市の建設業者等級格付名簿において、機械器具設置工事に等級格付けされていること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年6月23日(月) 午前9時
- (2) 入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24-3
秋田市環境部 2階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成20年6月27日(金) (予定)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
※入札書および委任状は秋田市ホームページから入手すること。
(<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/nyusatsu.htm>)
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- (6) 入札行為の委任
代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年6月9日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
平成20年6月2日(月)から平成20年6月9日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所
秋田市環境部環境総務課庶務担当

ウ 申込用紙

秋田市環境部環境総務課又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年6月16日(月)に行う。

5 設計図書の閲覧および貸出に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成20年6月2日(月)から平成20年6月20日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧場所
秋田市寺内蛭根三丁目24-3
秋田市環境部環境総務課建設担当
- (3) 仕様書等は、秋田市ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市環境部環境総務課庶務担当
電話 018-863-6633

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年6月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 物件名
行政情報ネットワークシステム用クライアントパソコン等
納入設置および賃貸借
- (2) 物品名および数量
省スペース型デスクトップパソコン300台、ネットワーク
対応モノクロレーザープリンタ25台、ソフトウェア一式
- (3) 納入期限
平成20年7月31日(木)
- (4) 納入場所
秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年6月16日(月) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所情報統計課会議室(消防棟5階)
- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約日 平成20年6月17日(火) (予定)
- (5) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 契約に関する事項
- (1) 契約期間 契約締結の日から平成25年7月31日まで
- (2) 賃貸借期間 平成20年8月1日から平成25年7月31日まで
- 4 入札参加に必要な資格
- (1) 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 委託業務を遂行するための各種法令に基づく許可を受けている者
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。
- (7) 過去5年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
- (8) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。
- 5 入札参加申込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年6月9日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 営業経歴書（様式2（省略））
- ウ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
- ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。
- あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しとする。
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せ質問状（様式自由）を提出することとする。また、質問状についての回答は、入札参加申込者すべてに、平成20年6月10日(火)に書面による配付を行う。
- (3) 申込書等の受け付け
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
- 平成20年6月3日(火)から平成20年6月9日(月)までの土・

- 日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
- 秋田市山王一丁目1番1号（消防棟5階）
秋田市企画調整部情報統計課情報化担当
- ウ 申請用紙
- 秋田市企画調整部情報統計課情報化担当又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たす者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年6月11日(水)に行う。
- 7 仕様書の配付に関する事項
- (1) 配付期間 平成20年6月3日(火)から平成20年6月9日(月)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 配付場所 秋田市山王一丁目1番1号（消防棟5階）
秋田市企画調整部情報統計課情報化担当
- 8 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
- 秋田市企画調整部情報統計課情報化担当
電話 018-866-2013

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成20年6月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所
- 秋田市八橋本町六丁目12-1 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間
- 午前8時30分から午後5時15分まで
- ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

次により秋田市中央卸売市場水産物部仲卸業者を公募する。

平成20年6月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公募数 2社〔者〕
- 2 対象業者の資格等
- 平成20年8月1日まで秋田市中央卸売市場水産物部仲卸業者として入場を希望し、次の基準に該当し、なおかつ欠格要件のいずれにも該当しないものであること。
- (1) 基準
- ア 仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験を有し、主として生鮮水産物の販売業を3年以上営んでいる法人又は個人

- イ 事業所等の所在地について
 - (ア) 秋田市に事業所(店舗など)を所有していること。
 - (イ) 当該業者の代表者が、秋田市に居住していること。
- ウ 市税等を秋田市に納め、滞納がないこと。
- (2) 欠格要件
 - ア 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - イ 申請者が禁錮以上の刑に処せられたもの又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - ウ 申請者が市場の仲卸の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - エ 申請者が仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しないものであるとき。
 - オ 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人であるとき。
 - カ 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちアからウまでおよびオのいずれかに該当する者がいるとき。
- 3 公募の期間
 - (1) 平成20年6月9日から平成20年6月23日までの15日間
- 4 申請時の提出書類
 - (1) 許可申請は仲卸業務許可申請書〔様式第16号(省略)〕によるものとする。
 - ア 当該申請者が法人である場合には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (ア) 定款又は規約
 - (イ) 登記事項証明書
 - (ウ) 貸借対照表および損益計算書(直近3期分)
 - (エ) 代表者および業務を執行する役員の履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
 - (オ) 事業計画書
 - (カ) 業務を執行する役員が、上記(2)欠格要件のイおよびオに規定する者に該当しないことを誓約する書面〔様式第

- 17号(省略)]
 - (キ) その他市長が必要と認める書類
- イ 当該申請者が個人である場合には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (ア) 履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
 - (イ) 資産調書(金融機関発行の預金残高証明書、不動産登記簿の写し等)
 - (ウ) 確定申告書(直近3年分)
 - (エ) その他市長が必要と認める書類
- 5 申請書類の提出期限および提出先
 - (1) 申請書類の提出期限
 - ア 平成20年6月9日から平成20年6月23日までとする。
 - (2) 申請書類の提出先
 - ア 秋田市中央卸売市場市場管理室に提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないこととする。
- 6 入場業者決定
 - (1) 審査後、平成20年7月10日までに申請者に通知する。
- 7 業務開始日
 - (1) 平成20年8月1日からとする。
- 8 負担金等
 - (1) 保証金の預託および施設使用料等
- 9 公募の所在地と連絡先
 - (1) 秋田市外旭川字待合28番地
秋田市中央卸売市場 市場管理室
代表電話 018(869)5222

秋田市公告

市有地の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成20年6月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低落札価格
(1)	飯島松根西町39番88 他1筆	宅 地	1,618.06㎡	14,886,152円
(2)	雄和妙法字糠塚24番2	原 野	853.43㎡	5,750,000円
	” 24番地	居 宅	163.07㎡	
(3)	河辺三内字野崎35番21	宅 地	1,324.48㎡	16,328,189円
(4)	” 35番23	宅 地	433.49㎡	5,344,065円
(5)	” 35番24	宅 地	433.48㎡	5,343,941円
(6)	” 35番25	宅 地	452.48㎡	5,578,173円
(7)	” 35番26	宅 地	452.48㎡	5,578,173円

- 2 入札参加者の資格
 - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 入札の場所および日時
 - (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室(2階)
 - (2) 入札 平成20年6月27日(金) 午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)
 - (3) 開札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
 - 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課

- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
 - (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

8 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市飯島松根西町39番88 他1筆
日 時 平成20年6月25日(水) 午前9時30分
集合場所 現地
- (2) 秋田市雄和妙法字糠塚24番2 (居宅含む)
日 時 平成20年6月25日(水) 午前9時30分
集合場所 現地
- (3) 秋田市河辺三内字野崎35番21 他4筆
日 時 平成20年6月25日(水) 午前9時30分
集合場所 現地

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成20年3月3日付け秋田市指令第928号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年6月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市金足嶋崎字石神63番地1
嶋崎町内会 会長 奈良 隆 吉
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市金足嶋崎字細首5番1の内および6番1の内

秋田市公告

秋田市総合交通戦略等策定調査業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成20年6月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 業務概要

- (1) 業務名
秋田市総合交通戦略等策定調査業務委託
- (2) 業務内容
安全で円滑な交通の確保と将来を見据えた持続可能な都市づくりを進めるため、総合的な交通のあり方や必要な施策・事業に関して目標を定め、ハード・ソフト両面からなる総合交通戦略の策定と、都市計画道路の見直しとして臨海秋操線外1線について路線の見直し調査を行うものである。
- (3) 業務期間
契約締結の日から平成21年3月27日まで
- (4) 業務規模
5,980,800円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
- 2 参加資格
本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない単体企業であること。
- (3) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コン

サルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、「道路」と「都市計画及び地方計画」の両方の部門に登録され、過去10年間に本市又は秋田県、国（関連する民法法人を含む。）、独立行政法人の委託により、本市の交通や都市計画に関する計画策定又は調査に関わった業務実績を有する者であること。

3 手続等

- (1) 担当部局
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課
Tel 018-866-2152 Fax 018-865-6957
E-mail : ro-urim@city.akita.akita.jp
- (2) 実施要領の交付
①交付期間 平成20年6月11日(水)から平成20年6月20日(金)まで
②交付方法 実施要領は、秋田市都市整備部都市計画課ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/default.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する（ただし、直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時15分までとする。）。
- (3) 参加表明書の提出
①提出期限 平成20年6月20日(金) 午後5時15分
②提出場所 上記3(1)に同じ。
③提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限るものとし、提出期限までに必着のこと。）によること。
- (4) 企画提案書（別途提出要請を受けた者に限る。）の提出
①提出期限 平成20年7月11日(金) 午後5時15分
②提出場所 上記3(1)に同じ。
③提出方法 上記3(3)③に同じ。
- 4 参加表明書および企画提案書の審査等
(1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田市総合交通戦略等策定調査業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務委託予定者を特定するものとする。
- 5 その他
(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等この企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案はその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

い。

(8) 詳細は、実施要項による。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年6月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 秋田市立小・中・高等学校プール水水質検査
- (2) 履行場所 秋田市立 小学校44校 中学校20校 高等学校1校
- (3) 期 間 平成20年7月1日から平成20年9月30日まで
- (4) 参加要件
 - ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、水道法第20条第3項に基づき厚生労働大臣指定検査機関に指定されている、又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者であること。
 - イ 過去3年以内に水質検査において秋田市内の法人や自治体での受注実績があること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。
 - エ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年6月25日(木) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 落札日から平成20年7月1日(木)まで
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込および入札参加資格申告に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成20年6月20日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書(写し可能)に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票) ※写し可能

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年6月12日(木)から平成20年6月20日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市山王二丁目1番53号

秋田市山王21ビル3階

秋田市教育委員会学事課

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会学事課もしくは秋田市役所ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年6月23日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年6月12日(木)から平成20年6月25日(木)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市教育委員会学事課保健給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年6月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 物件名
秋田市立小中学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借
- (2) 物品名および数量
デスクトップ型パソコン435台、ノート型パソコン58台、モノクロレーザープリンタ22台、カラーレーザープリンタ22台、

無線アクセスポイント23台、無線 LAN アダプタ281台、無線 LAN カード58台、アプリケーションソフト等（インストール含む。）1式

- (3) 納入期限 平成20年7月31日(木)
 (4) 納入場所 秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

- (1) 日時 平成20年7月2日(水) 午前10時30分
 (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
 秋田市教育委員会「教育委員会室」

3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約した日から平成26年7月31日まで
 (2) 賃貸借期間 平成20年8月1日から平成26年7月31日まで

4 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
 (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。
 (上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。)
 (3) 租税に滞納がないこと。
 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 (5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（物品の仕様書含む。）を受領し、平成20年6月26日(木)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 イ 営業経歴書（様式2（省略））
 ウ 納税証明書
 (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可
 エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）
 オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
 ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを添付すること。
 (2) 入札説明書等配付資料受領場所 秋田市教育委員会学事課
 (3) 申込書等の提出
 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
 (4) 申込書等の受け付け
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間

平成20年6月12日(木)から平成20年6月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所

秋田市教育委員会学事課

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年7月1日(火)午後に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された書類は、返却しない。
 (3) 問い合わせ先
 秋田市教育委員会学事課学事担当
 電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年6月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 物件名
 秋田市立秋田商業高等学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借
 (2) 物品名および数量
 パソコン45台、液晶ディスプレイ68台、プリンタ6台、スキャナ9台、デジタルカメラ9台、デジタルビデオカメラ2台、DVDレコーダー一式、書画カメラ1台、外付けDVDドライブ2台、ポータブルHDDドライブ10台、マルチガラススクリーン一式、ネットワーク機器一式、サーバー一式、ソフトウェア等一式（インストール含む。）、パソコンディスク24台、イス46台、その他
 (3) 納入期限 平成20年8月31日(日)
 (4) 納入場所 秋田市立秋田商業高等学校

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年7月4日(金) 午前10時
 (2) 入札の場所 秋田市新屋勝平台1番1号
 秋田市立秋田商業高等学校

3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約締結の日から平成26年8月31日まで
 (2) 賃貸借期間 平成20年9月1日から平成26年8月31日まで

4 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
 (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること（上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）。
 (3) 租税に滞納がないこと。
 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

(5) 秋田市指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

5 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（物品の仕様書含む。）を受領し、平成20年6月24日(火)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税
※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可とする。

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）

オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを添付すること。

(2) 入札説明書等配付資料受領場所

秋田市新屋勝平台1番1号

秋田市立秋田商業高等学校 事務室

(3) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(4) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年6月13日(金)から平成20年6月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市立秋田商業高等学校 事務室

6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年7月1日(火)午後に行う。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市立秋田商業高等学校 事務室

電話 018-823-4308

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う麻疹、風しんの予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年6月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
片岡紀夫	片岡内科医院 秋田市泉南三丁目17番17号

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成20年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成20年6月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	7月1日 7月4日 7月10日
	7月15日 7月29日 7月31日
ア ル ヴ ェ	7月17日
土 崎 支 所	7月3日 7月16日
新 屋 支 所	7月23日
南 部 公 民 館	7月8日 7月18日 7月30日
東 部 公 民 館	7月25日
御野場地域センター	7月2日 7月11日
河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー	7月24日
雄 和 公 民 館	7月9日
秋田赤十字乳児院	7月22日

※ただし、秋田赤十字乳児院は、施設入所者に限る。

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) BCG、麻疹風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者

- ない者
- (9) その他、医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかなる者
 - (2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金
無料

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年6月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
秋田市太平山自然学習センター電話交換機等賃貸借
 - (2) 業務内容
電話機器13台、ファクシミリ1台、機器の保守ほか（別紙仕様書（省略）のとおり）
 - (3) 設置期限
平成20年7月31日(休)
 - (4) 設置場所
秋田市太平山自然学習センター館内
 - (5) 賃貸借契約期間
平成20年8月1日から平成25年7月31日（60ヶ月）
- 2 入札に関する事項
 - (1) 入札の場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」
 - (2) 入札の日時 平成20年7月10日(休) 午後3時
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約日 平成20年7月15日(火)（予定）
 - (5) 入札参加資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - ウ 業務を遂行するための各種法令に基づく許可を受けていること。
 - エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - オ 本件に係わるすべての業務内容を履行できること。
 - カ 秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。
 - キ 電話交換機等賃貸借（保守管理含む。）契約に実績があること。
 - ク 租税に滞納がないこと。
- 3 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 営業経歴書（様式2（省略））
- ウ 保守管理体制調書（様式3（省略））
- エ 電話交換機等賃貸借（保守管理含む。）契約をした実績を証明できる契約書などの写し
- オ 直近の納税証明書の写し（その3・未納税額のない証明用）
 - (ア) 消費税
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ・納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でもよい。
- カ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書）
 - ・有効期限3カ月以内のもの
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参による（郵送又は電送によるもの等は不可）。
- (3) 申込書等の受け付け
 - ア 受付期間
平成20年6月24日(火)から平成20年6月30日(月)までの午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所
太平山自然学習センター「まんたらめ」
 - ウ 参加申込書
太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。
- 4 入札時の注意事項
 - (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税の含まない金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
 - (5) 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。
- 5 入札の無効に関する事項
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について、2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - (7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事

項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成20年7月3日(木)に FAX などで送付する。

7 仕様書の配布に関する事項

- (1) 配布期間は平成20年6月20日(金)から平成20年6月30日(月)までの午前9時から午後4時まで(6月23日の月曜日の休館日を除く。)
- (2) 配布場所は太平山自然学習センター「まんたらめ」事務室

8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
太平山自然学習センター「まんたらめ」
電話 018-827-2171

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成20年度第3号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成20年6月24日から同年7月11日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

次のとおり秋田市大森山動物園のポスター等印刷物に関するデザイン提案コンペを実施するので公告する。

平成20年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 デザイン提案コンペに付する事項

- (1) 業務名 秋田市大森山動物園のポスター3種類、パンフレット1種類、機関誌「コミュニケーション」2種類(2回発行分)、PRチラシ1種類の制作等業務
- (2) 業務の概要等 秋田市大森山動物園で行う「夜の動物園」、「冬の動物園」および「平成21年の通常開園」を告知するポスター3種類、平成21年度用のパンフレット、機関誌「コミュニケーション」の平成20年度上期および下期発行分、ならびに平成21年度用のPRチラシを制作するものである。なお、ポスター3種については、発送業務も併せて行うものである。
- (3) 調達案件の特質等 デザイン提案コンペ説明書による。
- (4) 納入場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154
- (5) 納入期限 デザイン提案コンペ説明書による。

2 デザイン提案コンペに参加する者に必要な資格

参加申込みをするに当たっては、次の要件をすべて満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名停止期間中でないこと。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市内に営業所等があり、デザイン、印刷および発送の一括発注ができ、すべてを責任を持って管理できること。

3 デザイン提案コンペ説明書等の配付

- (1) 配付期間 平成20年6月25日(木)から平成20年7月10日(木)までの午前9時から午後4時30分までとする。郵便による説明書等の送付依頼は受け付けない。
- (2) 配付場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154
- (3) 配付書類
ア デザイン提案コンペ説明書
イ デザイン提案コンペ参加申込書(様式)
ウ 審査・評価の方針・基準
エ 参考資料(過去の印刷物)

4 デザイン提案コンペ参加申込みに関する事項

デザイン提案コンペ参加希望者は、必要書類等を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア デザイン提案コンペ参加申込書
イ デザイン案
ロ 「夜の動物園」告知用ポスターデザイン 1部
リ 「平成21年の通常開園」告知用ポスターデザイン 1部
ロ 「平成21年度用パンフレット」 2部
ウ 見積書

(2) 受付期限 平成20年7月11日(金) 午後5時

- (3) 提出場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154
- (4) 提出方法 必要書類等を持参するものとし、郵送は受け付けない。
- (5) 提案書等のすべての書類がそろっていない場合は無効とする。

5 最優秀提案者の決定方法

提案内容および見積内容を一式として、配付書類「審査・評価の方針・基準」に記した方針・基準に基づき公平かつ客観的に審査・評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類およびデザイン案は返却しない。
- (3) その他詳細は、提案コンペ説明書による。

7 問い合わせ先

秋田市浜田字潟端154
秋田市商工部大森山動物園
電話 018-828-5508(直通)

秋田市公告

秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)第32条の規定に基づき、同条例の平成19年度の運用状況を公表する。

平成20年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	23	5	17		1		1
教育委員会	2		2				
選挙管理委員会							
公平委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
上下水道事業管理者							
消防長	1		1				
議会	3	2	1				
計	29	7	21		1		1

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成19年度の運用状況を公表する。

平成20年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	6	6					
教育委員会							
選挙管理委員会							
公平委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
上下水道事業管理者							
消防長	2	2					
議会							
計	8	8					

秋田市公告

社団法人全国市有物件災害共済会の平成19年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 平成19年度末現在会員数	672市
2 建物総合損害共済	
受託市数	656市
共済責任額	58,942,299,915,000円
分担金収入	5,775,785,010円
支払共済金	4,102,503,896円
3 自動車損害共済	
受託市数	649市
分担金収入	3,076,960,895円
支払共済金	2,072,215,377円

4 正味財産の増減

増加

実質収納分担金等	8,874,888,563円
受取利息等	594,927,035円
会館収益金	1,148,202,644円
その他	920,000,000円
計	11,538,018,242円

減少

災害共済金等	6,507,338,573円
会館運営費	490,373,072円
管理費	1,331,466,273円
減価償却額および繰入額等	1,811,080,155円
計	10,140,258,073円
当期一般正味財産増加額	1,397,760,169円

5 平成19年度末現在の共済基金

共済基金の前年度繰越額	60,264,924,340円
平成19年度積立額	1,397,760,169円
平成19年度末現在共済基金	61,662,684,509円

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成20年6月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市御所野元町四丁目2番17号
渡 辺 太次郎
- 2 道路位置指定箇所
秋田市四ツ小屋字上川原50番4、51番2、52番4および50番2地先道路・水路（法定外公共物）
- 3 道路幅員 5.50～5.53メートル
- 4 道路延長 32.26メートル
- 5 指定年月日および番号
平成20年6月27日 第1号

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

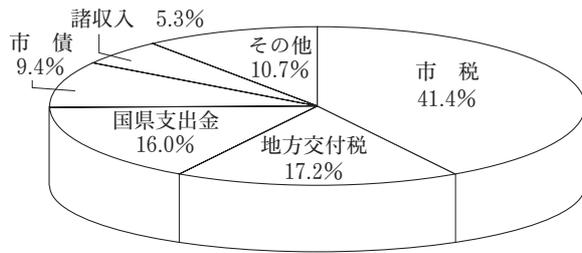
平成20年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市の財政

平成20年6月

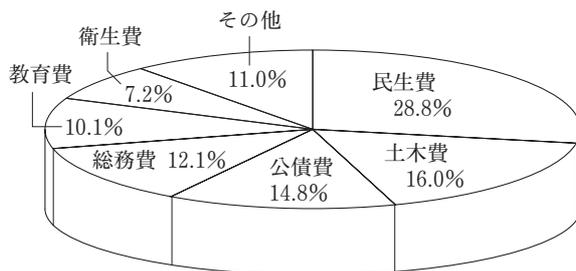
- I 平成20年度当初予算の状況
 - 1 歳入・歳出予算の状況
 - (1) 一般会計
 - ① 平成20年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
市 税	46,945,091	41.4	46,532,230	41.1	412,861	0.9
地 方 譲 与 税	1,174,955	1.0	1,174,489	1.0	466	0.0
利 子 割 交 付 金	178,392	0.2	126,609	0.1	51,783	40.9
配 当 割 交 付 金	151,971	0.1	53,177	0.0	98,794	185.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	37,328	0.0	55,797	0.1	△18,469	△33.1
地 方 消 費 税 交 付 金	3,198,079	2.8	3,190,787	2.8	7,292	0.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	71,134	0.1	79,529	0.1	△8,395	△10.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	282,201	0.3	340,412	0.3	△58,211	△17.1
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	9,485	0.0	9,450	0.0	35	0.4
地 方 特 例 交 付 金	491,582	0.4	386,000	0.3	105,582	27.4
地 方 交 付 税	19,533,000	17.2	20,679,000	18.3	△1,146,000	△5.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	110,000	0.1	110,000	0.1	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,075,054	1.0	1,127,618	1.0	△52,564	△4.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,319,983	2.1	2,229,012	2.0	90,971	4.1
国 庫 支 出 金	12,918,246	11.4	12,535,287	11.1	382,959	3.1
県 支 出 金	5,171,289	4.6	5,433,254	4.8	△261,965	△4.8
財 産 収 入	347,907	0.3	284,037	0.3	63,870	22.5
寄 附 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
繰 入 金	1,940,223	1.7	2,997,109	2.6	△1,056,886	△35.3
繰 越 金	687,000	0.6	683,000	0.6	4,000	0.6
諸 収 入	6,028,279	5.3	6,096,702	5.4	△68,423	△1.1
市 債	10,602,800	9.4	9,026,500	8.0	1,576,300	17.5
合 計	113,274,000	100.0	113,150,000	100.0	124,000	0.1

② 平成20年度当初予算（歳出）の状況（目的別）

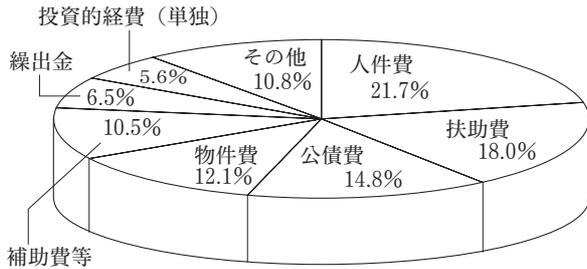


(単位：千円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
議 会 費	720,127	0.6	725,987	0.6	△5,860	△0.8
総 務 費	13,661,657	12.1	13,709,837	12.1	△48,180	△0.4
民 生 費	32,624,317	28.8	31,622,056	27.9	1,002,261	3.2
衛 生 費	8,196,960	7.2	8,380,354	7.4	△183,394	△2.2
労 働 費	398,126	0.4	409,902	0.4	△11,776	△2.9

農 林 水 産 業 費	1,825,547	1.6	2,026,190	1.8	△200,643	△9.9
商 工 費	5,908,037	5.2	6,011,428	5.3	△103,391	△1.7
土 木 費	18,102,362	16.0	19,324,097	17.1	△1,221,735	△6.3
消 防 費	3,497,203	3.1	3,358,519	3.0	138,684	4.1
教 育 費	11,471,525	10.1	11,572,496	10.2	△100,971	△0.9
災 害 復 旧 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
公 債 費	16,788,133	14.8	15,929,128	14.1	859,005	5.4
諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予 備 費	80,000	0.1	80,000	0.1	0	0.0
合 計	113,274,000	100.0	113,150,000	100.0	124,000	0.1

③ 平成20年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



（単位：千円、％）

区 分	平成20年度		平成19年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
人 件 費	24,663,053	21.7	25,325,332	22.4	△662,279	△2.6
物 件 費	13,697,601	12.1	14,152,626	12.4	△455,025	△3.2
維 持 補 修 費	654,496	0.6	782,471	0.7	△127,975	△16.4
扶 助 費	20,365,247	18.0	20,169,162	17.8	196,085	1.0
補 助 費 等	11,896,217	10.5	10,726,238	9.5	1,169,979	10.9
消 費 的 経 費 計	71,276,614	62.9	71,155,829	62.9	120,785	0.2
補 助 事 業	4,109,368	3.6	2,502,871	2.2	1,606,497	64.2
単 独 事 業	6,377,148	5.6	6,249,037	5.5	128,111	2.1
県 営 事 業 負 担 金	284,016	0.3	849,680	0.7	△565,664	△66.6
災 害 復 旧 事 業	5	0.0	5	0.0	0	0.0
投 資 的 経 費 計	10,770,537	9.5	9,601,593	8.4	1,168,944	12.2
公 債 費	16,786,133	14.8	15,927,128	14.1	859,005	5.4
積 立 金	793,415	0.7	676,870	0.6	116,545	17.2
投 資 及 び 出 資 金	1,509,589	1.3	1,378,941	1.2	130,648	9.5
貸 付 金	4,801,971	4.3	4,947,664	4.4	△145,693	△2.9
緑 出 金	7,335,741	6.5	9,461,975	8.4	△2,126,234	△22.5
合 計	113,274,000	100.0	113,150,000	100.0	124,000	0.1

(2) 特別会計

（単位：千円、％）

会 計	平成20年度 当初予算(A)	平成19年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増 減 率
土 地 区 画 整 理 会 計	1,635,912	1,916,135	△280,223	△14.6
市 有 林 会 計	164,189	159,191	4,998	3.1
市 営 墓 地 会 計	65,148	37,681	27,467	72.9
中 央 卸 売 市 場 会 計	609,094	653,106	△44,012	△6.7
農 業 集 落 排 水 会 計	1,296,098	1,451,684	△155,586	△10.7
大 森 山 動 物 園 会 計	425,991	552,161	△126,170	△22.9
廃 棄 物 発 電 会 計	174,386	149,282	25,104	16.8
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	28,723,799	30,678,099	△1,954,300	△6.4
老 人 保 健 医 療 事 業 会 計	2,827,235	31,555,832	△28,728,597	△91.0

母子寡婦福祉資金貸付事業会計	57,267	67,017	△9,750	△14.5
介護保険事業会計	19,177,685	18,144,534	1,033,151	5.7
後期高齢者医療事業会計	3,085,863	—	3,085,863	—
合 計	58,242,667	85,364,722	△27,122,055	△31.8

2 住民負担の状況

平成20年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構成比	一人当たり 負担額	構成比	
市 民 税	64,715	45.0	64,152	45.3	563
個 人	47,017	32.7	46,363	32.7	654
法 人	17,698	12.3	17,789	12.6	△91
固 定 資 産 税	67,312	46.7	65,362	46.2	1,950
固 定 資 産 税	66,388	46.1	64,381	45.5	2,007
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	924	0.6	981	0.7	△57
軽 自 動 車 税	1,364	0.9	1,301	0.9	63
市 た ば こ 税	6,295	4.4	6,613	4.7	△318
鉦 産 税	30	0.0	21	0.0	9
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0
入 湯 税	98	0.1	102	0.1	△4
事 業 所 税	4,151	2.9	4,004	2.8	147
合 計	143,965	100.0	141,555	100.0	2,410

3 公営事業の概況

平成20年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 458床
- (2) 年 間 患 者 数
 - 入 院 146,365人
 - 外 来 293,787人
- (3) 一 日 平 均 患 者 数
 - 入 院 401人
 - 外 来 1,209人
- (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
 - 空調設備整備事業 一式
 - 医療機械購入 8品目

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,316,252千円
第1項 医業収益	8,499,454千円
第2項 医業外収益	816,797千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 病院事業費用	9,242,197千円
第1項 医業費用	9,015,289千円
第2項 医業外費用	189,308千円
第3項 特別損失	35,600千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額570,604千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額365千円及び過年度分損益勘定留保資金570,239千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	593,198千円
第1項 企業債	217,500千円
第2項 出資金	375,698千円

支 出

第1款 資本的支出	1,163,802千円
第1項 建設改良費	255,703千円
第2項 企業債償還金	908,099千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限 度 額 217,500千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以

外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,764,744千円
 - (2) 交際費 500千円
- (他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、143,111千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,580,000千円と定める。

平成20年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 145,458戸
- (2) 年間総配水量 40,060,794³m³
- (3) 一日平均配水量 109,755³m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 配水管整備工事
 - 配水管布設 9,120m
 - 配水管布設替 13,970m
 - (ロ) 新都市水道整備工事
 - 配水管布設 375m
 - (ハ) 施設改良工事
 - 雄和地域送配水管等整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 7,593,829千円
 - 第1項 営業収益 7,413,096千円
 - 第2項 営業外収益 180,713千円
 - 第3項 特別利益 20千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 7,173,705千円
 - 第1項 営業費用 6,231,783千円
 - 第2項 営業外費用 931,022千円
 - 第3項 特別損失 9,100千円
 - 第4項 予備費 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,554,121千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,324千円、減債積立金107,601千円、過年度分損益勘定留保資金1,223,071千円、当年度分損益勘定留保資金1,158,125千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 3,531,429千円
 - 第1項 企業債 2,835,500千円
 - 第2項 出資金 137,014千円
 - 第3項 補助金 225,603千円
 - 第4項 固定資産売却代金 10千円
 - 第5項 負担金及び寄附金 333,302千円

支 出

- 第1款 資本的支出 6,085,550千円
 - 第1項 建設改良費 2,067,190千円
 - 第2項 企業債償還金 4,018,360千円
- (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金	平成20年度から	184千円
融資あっせん利子補給	平成25年度まで	
G L P 取得支援業務委託	平成20年度から 平成21年度まで	5,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 建設改良費及び企業債償還金
- 限 度 額 2,835,500千円
- 起債の方法 証書借入
- 利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
- 償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,760,284千円
- (他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、139,969千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度未処分利益剰余金350,036千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 350,036千円
- (たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成20年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 106,400戸
- (2) 年間総処理水量 40,254,229³m³
- (3) 一日平均処理水量 110,285³m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 管渠建設
 - 管渠布設 9,806m
 - 管渠布設替 1,573m

- (ロ) ポンプ場建設
土崎・馬場汚水中継ポンプ場施設整備一式
 - (ハ) 処理場建設
八橋終末処理場施設整備 一式
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	9,914,597千円
第1項 営業収益	7,897,742千円
第2項 営業外収益	2,016,853千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	9,529,963千円
第1項 営業費用	6,663,103千円
第2項 営業外費用	2,850,159千円
第3項 特別損失	14,151千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,161,411千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,298千円、減債積立金288,237千円、当年度分損益勘定留保資金3,502,865千円、当年度未処分利益剰余金349,011千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	9,527,632千円
第1項 企業債	7,780,800千円
第2項 出資金	922,227千円
第3項 補助金	662,800千円
第4項 負担金	161,804千円
第5項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	13,689,043千円
第1項 建設改良費	2,983,873千円
第2項 企業債償還金	10,705,170千円

(債務負担行為)

II 平成19年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(平成20年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)÷(A)
市 税	47,038,859	24,336,090	20,751,772	45,087,862	95.9
地 方 譲 与 税	1,207,593	324,106	498,980	823,086	68.2
利 子 割 交 付 金	170,187	61,470	105,225	166,695	97.9
配 当 割 交 付 金	151,971	54,697	58,195	112,892	74.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,797	—	49,909	49,909	89.4
地 方 消 費 税 交 付 金	3,341,776	1,953,309	1,388,589	3,341,898	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	87,108	27,700	52,998	80,698	92.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	318,125	103,892	215,838	319,820	100.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	9,450	—	9,485	9,485	100.4
地 方 特 例 交 付 金	386,000	295,527	—	295,527	76.6
地 方 交 付 税	20,679,000	14,256,359	6,294,703	20,551,062	99.4

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給	平成20年度から 平成25年度まで	13,498千円
水洗便所改造資金損失補償	平成20年度から 平成25年度まで	19,248千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	7,780,800千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 665,234千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,016,539千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度未処分利益剰余金363,335千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 363,335千円

交通安全対策特別交付金	110,000	55,863	43,031	98,894	89.9
分担金及び負担金	1,129,263	399,982	473,468	873,450	77.3
使用料及び手数料	2,236,442	1,091,057	933,094	2,024,151	90.5
国庫支出金	13,404,785	3,682,881	6,014,355	9,697,236	72.3
県支出金	5,538,929	755,334	3,052,908	3,808,242	68.8
財産収入	500,384	351,300	181,664	532,964	106.5
寄附金	60	1,100	52	1,152	1,920.0
繰入金	3,376,181	—	2,531,817	2,531,817	75.0
繰越金	1,581,573	1,581,573	—	1,581,573	100.0
諸収入	6,118,238	391,138	5,515,698	5,906,836	96.5
市債	10,528,300	—	2,468,100	2,468,100	23.4
合 計	117,970,021	49,723,468	50,639,881	100,363,349	85.1

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成20年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	725,987	349,482	359,535	709,017	97.7
総 務 費	14,745,555	6,433,156	6,032,279	12,465,435	84.5
民 生 費	31,930,804	10,843,732	14,501,779	25,345,511	79.4
衛 生 費	8,636,249	3,631,779	4,031,318	7,663,097	88.7
労 働 費	409,902	332,224	74,369	406,593	99.2
農 林 水 産 業 費	2,038,648	501,912	971,739	1,473,651	72.3
商 工 費	5,991,406	4,723,844	790,979	5,514,823	92.0
土 木 費	21,781,640	8,240,550	7,752,047	15,992,597	73.4
消 防 費	3,358,519	1,477,252	1,647,925	3,125,177	93.1
教 育 費	11,819,545	4,388,483	5,221,436	9,609,919	81.3
災 害 復 旧 費	158,314	—	22,311	22,311	14.1
公 債 費	16,320,356	6,263,882	10,010,760	16,274,642	99.7
諸 支 出 金	1	—	—	—	0.0
予 備 費	53,095	—	—	—	0.0
合 計	117,970,021	47,186,296	51,416,477	98,602,773	83.6

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(平成20年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	2,314,226	174,473	462,425	636,898	27.5
市 有 林 会 計	160,231	11,217	130,059	141,276	88.2
市 営 墓 地 会 計	37,681	44,853	12,927	57,780	153.3
中 央 卸 売 市 場 会 計	653,106	167,222	449,410	616,632	94.4
農 業 集 落 排 水 会 計	1,491,905	85,252	509,157	594,409	39.8
大 森 山 動 物 園 会 計	556,478	55,191	358,686	413,877	74.4
廃 棄 物 発 電 会 計	172,745	97,180	73,966	171,146	99.1
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	30,922,201	10,241,709	17,521,496	27,763,205	89.8
老 人 保 健 医 療 事 業 会 計	31,152,298	12,955,683	14,381,849	27,337,532	87.8
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	67,017	104,084	22,805	126,889	189.3
介 護 保 険 事 業 会 計	18,506,064	7,787,849	7,528,090	15,315,939	82.8
合 計	86,033,952	31,724,713	41,450,870	73,175,583	85.1

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成20年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	2,314,226	716,652	1,144,036	1,860,688	80.4
市有林会計	160,231	105,570	43,300	148,870	92.9
市営墓地会計	37,681	17,406	12,259	29,665	78.7
中央卸売市場会計	653,106	324,154	260,231	584,385	89.5
農業集落排水会計	1,491,905	205,532	453,998	659,530	44.2
大森山動物園会計	556,478	167,055	204,882	371,937	66.8
廃棄物発電会計	172,745	37,050	66,015	103,065	59.7
国民健康保険事業会計	30,922,201	12,853,236	15,230,433	28,083,669	90.8
老人保健医療事業会計	31,152,298	13,018,962	15,561,397	28,580,359	91.7
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	67,017	16,006	18,694	34,700	51.8
介護保険事業会計	18,506,064	7,412,844	9,455,704	16,868,548	91.2
合 計	86,033,952	34,874,467	42,450,949	77,325,416	89.9

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金現在の現在高(一般会計、特別会計)

平成20年3月31日現在、一時借入金の現在高 23億円

3 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市病院事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
病院事業収益	9,488,442	5,087,699	4,361,875	9,449,574	99.6
医業収益	8,315,114	4,218,003	4,020,605	8,238,608	99.1
医業外収益	1,171,603	867,970	341,270	1,209,240	103.2
特別利益	1,725	1,726	—	1,726	100.1

支 出

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
病院事業費用	9,401,288	4,114,808	5,041,739	9,156,547	97.4
医業費用	8,977,093	3,978,894	4,775,071	8,753,965	97.5
医業外費用	382,375	126,364	245,276	371,640	97.2
特別損失	39,820	9,550	21,392	30,942	77.7
予備費	2,000	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	3,197,852	152,931	3,044,789	3,197,720	100.0
企業債	2,897,332	—	2,897,200	2,897,200	100.0
出資金	300,520	152,931	147,589	300,520	100.0

支 出

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	3,593,168	518,277	3,067,841	3,586,118	99.8
建設改良費	278,051	205,968	65,034	271,002	97.5
企業債償還金	3,315,117	312,309	3,002,807	3,315,116	100.0

② 秋田市病院事業会計試算表（平成20年 3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
5,937,495,913	有 形 固 定 資 産	
706,500	無 形 固 定 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
950,361,787	現 金 ・ 預 金	
1,510,478,975	未 収 金 券	
	有 価 証 券	
45,987,268	貯 蔵 品	
	（ 繰 延 勘 定 ）	
	退 職 給 与 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	引 当 金	108,759,000
	（ 流 動 負 債 ）	
	未 払 金	495,290,317
	未 預 金	43,254,260
	（ 資 本 金 ）	
	自 己 資 本 金	4,918,899,797
	借 入 資 本 金	5,422,228,797
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	431,154,560
3,265,247,957	欠 損 金	
	（ 病 院 事 業 収 益 ）	
	医 業 収 益	8,228,935,758
	医 業 外 収 益	1,206,691,224
	特 別 利 益	1,725,738
	（ 病 院 事 業 費 用 ）	
8,649,637,273	医 業 費 用	
466,082,088	医 業 外 費 用	
30,941,690	特 別 損 失	
20,856,939,451	合 計	20,856,939,451

(2) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

（単位：千円、％）

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)／(A)
水 道 事 業 収 益	7,657,441	3,766,113	3,910,403	7,676,516	100.2
営 業 収 益	7,492,180	3,733,490	3,776,833	7,510,323	100.2
営 業 外 収 益	163,916	32,486	132,341	164,827	100.6
特 別 利 益	1,345	137	1,229	1,366	101.6

支 出

（単位：千円、％）

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)／(A)
水 道 事 業 費 用	7,489,638	2,067,120	5,383,716	7,450,836	99.5
営 業 費 用	6,235,013	1,520,611	4,694,253	6,214,864	99.7
営 業 外 費 用	1,243,725	541,662	689,297	1,230,959	99.0
特 別 損 失	9,100	4,847	166	5,013	55.1
予 備 費	1,800	—	—	—	0.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)÷(A)
資 本 的 収 入	5,828,409	166,247	5,646,988	5,813,235	99.7
企 業 債	5,199,600	6,100	5,177,100	5,183,200	99.7
出 資 金	133,056	34,722	98,334	133,056	100.0
補 助 金	111,159	—	111,159	111,159	100.0
固 定 資 産 売 却 代 金	21	—	22	22	104.8
負 担 金 及 び 寄 附 金	384,573	125,425	260,373	385,798	100.3

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)÷(A)
資 本 的 支 出	8,232,218	1,345,689	6,781,742	8,127,431	98.7
建 設 改 良 費	1,865,735	251,435	1,510,958	1,762,393	94.5
企 業 債 償 還 金	6,366,483	1,094,254	5,270,784	6,365,038	100.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表 (平成20年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
60,257,742,348	有 形 固 定 資 産	
4,425,684,430	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
3,648,902,496	現 金 ・ 預 金	
633,445,765	未 収 金 品	
49,209,355	貯 蔵 品	
14,090,000	前 払 金	
774,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	引 当 金	2,084,334,467
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	775,332,385
	預 り 金	171,284,740
	そ の 他 流 動 負 債	1,874,000
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	6,818,565,455
	借 入 資 本 金	30,509,067,407
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	28,406,376,987
	利 益 剰 余 金	108,033,497
	(上 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	7,163,074,306
	営 業 外 収 益	164,697,393
	特 別 利 益	1,357,961
	(上 水 道 事 業 費 用)	
6,111,879,752	営 業 費 用	
1,057,491,933	営 業 外 費 用	
4,778,519	特 別 損 失	
76,203,998,598	合 計	76,203,998,598

(3) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下 水 道 事 業 収 益	10,315,950	6,960,194	3,364,129	10,324,323	100.1
営 業 収 益	7,822,355	4,909,663	2,884,270	7,793,933	99.6
営 業 外 収 益	2,376,031	1,968,966	408,332	2,377,298	100.1
特 別 利 益	117,564	81,565	71,527	153,092	130.2

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下 水 道 事 業 費 用	9,875,932	2,277,366	7,465,591	9,742,957	98.7
営 業 費 用	6,748,555	987,172	5,670,138	6,657,310	98.6
営 業 外 費 用	3,086,844	1,280,065	1,772,451	3,052,516	98.9
特 別 損 失	37,983	10,129	23,002	33,131	87.2
予 備 費	2,550	-	-	-	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	7,920,517	684,101	6,422,752	7,106,853	89.7
企 業 債	5,694,000	-	5,118,700	5,118,700	89.9
出 資 金	948,455	472,700	475,755	948,455	100.0
補 助 金	1,009,100	66,300	720,800	787,100	78.0
負 担 金	268,961	145,100	107,497	252,597	93.9
固 定 資 産 売 却 代 金	1	1	-	1	100.0

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資 本 的 支 出	11,980,716	3,617,406	7,416,901	11,034,307	92.1
建 設 改 良 費	4,712,106	1,374,927	2,390,771	3,765,698	79.9
企 業 債 償 還 金	7,268,610	2,242,479	5,026,130	7,268,609	100.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (平成20年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
186,660,247,215	(固 定 資 産)	
10,076,825,858	有 形 固 定 資 産	
	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
749,876,956	現 金 ・ 預 金	
1,613,159,214	未 収 金	
132,760,000	前 払 金	
824,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債 金	1,044,406,829
	引 当 金	176,595,000
	(流 動 負 債)	

	未 そ の 他 (資 本 金)	払 流 動 負 債	金 債	1,082,358,921
	自 借 己 入 資 本 金 (剰 余 金)	資 本 金	金	15,978,725,624
	資 利 本 益 剰 余 金 (下 水 道 事 業 収 益)	資 本 剰 余 金	金	100,087,976,413
	営 業 収 益 外 収 益 特 別 利 益 (下 水 道 事 業 費 用)	営 業 外 収 益	益	80,020,280,193
6,530,362,839	営 業 費 用	営 業 外 費 用	用	7,535,975,352
2,987,027,035	営 業 外 損 失	営 業 外 損 失	失	2,377,238,605
31,905,965	特 別 損 失	特 別 損 失	失	145,812,461
208,782,989,082	合 計	合 計	計	208,782,989,082

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成20年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年 6月 6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

手形字山崎の一部（別添図面（省略））に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

なお、本件は、平成20年 5月 9日に公告した案件（委託第91号）の設計の一部および入札参加要件の一部を変更し、再公告するものである。

平成20年 6月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第113号 新合流式下水道緊急改善計画策定業務委託	秋田市八橋処理区 他	平成21年 3月24日	次の①～③の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ②秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③合流式下水道緊急改善事業に伴う、合流式下水道緊急改善計画の策定実績があること、又は公共下水道の事業計画認可業務の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 発注業種における資格（仕様書等参照）を有する、管理技術者および技術者を配置できること。

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 7月 3日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年 7月 1日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年6月24日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 実績調書(別記様式2(省略))および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(様式中「工事」を「業務」と読み替える。(省略)(資格者証の写しを添付))

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間
平成20年6月13日(金)から平成20年6月24日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第10号 仁井田浄水場ろ過池 表洗配管修繕	秋田市上下水道局 仁井田浄水場 (秋田市仁井田字 新中島221-2)	平成20年10月24日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②過去10年以内に秋田県内の浄水場における水処理設備の施工又は修繕の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年7月8日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年6月27日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年6月13日(金)から平成20年6月30日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年6月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局 3階 入札室

- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年7月10日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年7月1日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調書（別記様式2（省略））

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））
（資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年6月20日(金)から平成20年7月1日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年7月4日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年6月20日(金)から平成20年7月7日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434